

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略論的検討(下)

一 日 清 戰 争 前 史 と し て 一

檜 山 幸 夫

目 次

序論

- 一、日英改正条約交渉と政治政略
- 二、衆議院の内閣彈劾上奏決議と第六回帝国議会の解散
- 三、朝鮮出兵に関する六月一日臨時閣議の決定
(以上、第十八卷第1・2合併号掲載)
(以下、本号掲載)
- 四、朝鮮出兵準備
- 五、清国政府への出兵通告
- 結論

四、朝鮮出兵準備

閣議が朝鮮への出兵を決定した六月二日の夜、外務省内にあった外務大臣官邸において陸奥外相と川上操六参謀本部次長は、出兵計画についての検討を行った。これは、同日の閣議決定が出兵の具体的方策について何んらの提起もなされていなかつたことから、翌三日の閣議までに外交責任者と軍事責任者との合意と構想立案が必要であつたからにほかならない。

陸奥・川上会談に同席した林董外務次官は、その「回顧録」のなかで次のように述懐している。⁽¹⁾今回の出兵は、明治一五年・一七年のいわゆる壬午・甲申事件による「後れを回復」することを目的とし、その方法は両事件の教訓から清国軍に優る軍勢を派遣して軍事的な決着をつけるということを大前提としたものであつた。その戦略的構想は、清国の派遣兵力を「多く積りて五千人位」と推測して、日本は「其時に必勝を期する」ために「六、七千の兵」を派遣し、「両国の戦闘行動範囲を、まず「京城或は其近傍」に設定し、これで決しない時は「私は更に一師団の兵を遣し平壤あたりにて更に一大痛撃を加」えるというものであった。かかる前掲には、日本軍の出兵に対しても「彼先年の勝に慣れたる故、我出兵を聞けば必ず彼より来襲すべし」と、清国の積極的・好戦的対応への期待しかなかつた。また、これらの行動の終結構想は、京城又はその近傍での戦闘に清国が「一敗すれば、必ず和を請うべし」とし、それが不可能な場合でも平壤あたりでの戦闘で清国軍に「一大痛撃を加うれば夫れて和を請うは必定なり」と、朝鮮半島を戦闘領域として設定した内容となつていた。すなわち、ここでは日清の本格的な全面戦争も朝鮮国との開戦も想定されおらず、飽く迄も壬午・甲申事件の延長としての構想でしかなかつた。このため、動員兵力は混成旅団と「更に一師団の兵」が予定されたにとどまることとなつた。

「このように、この日の陸奥・川上会談は「如何にして平和に事を纏むべきかと云うを議するに非ずして、如何にして戦を興し如何にして勝つべきかというを相談したるなり」（同『後は昔の記』）であった。ここで「戦を興し」とは、当時積極的に朝鮮派兵を主張していた杉村濬臨時代理公使が「當時余ノ希望ハ朝鮮ニ於ケル日本ノ地位ヲ回復シテ清國ト同等ナラシメ、併セテ朝鮮ノ内政ヲ改革セシメント欲スルニ在リテ日清開戦シテ雌雄ヲ決セントスル迄ニハ至ラザリキ」⁽²⁾と述懐しているように、日清の本格的全面戦争を構想したものではなかつた。

中央の外交責任者としての陸奥外相と、外務省出先機関の臨時代理公使たる杉村濬との基本的な立場の違いや、林董の「回顧録」の資料的信頼度の問題⁽³⁾があるにせよ、この陸奥・川上会談で日清全面戦争の将来的構想が立案され合意されたとはいひがたい。

三宅雪嶺は、外相としての陸奥宗光に対して、

論
条約改正は陸奥が外相職に就任以来、最も力を用ゐたる所にして、先輩たる伊藤井上大隈等が着手せる半面的対等条約案を根本的に更改し、全面的対等条約案を以て各締盟国に提議せんとし、青木駐独公使をして駐英公使を兼ねしめ、之をして樽俎折衝に任せしめ、衆議院を解散し、一切の反対を強圧するを辞せず、条約改正に成功しさへせば、反対論が悉く雲散霧消すべしとし、意氣軒昂、功名一世を蓋ふべきを信じ、韓国事件の如きは、陸奥に於て一の景物に過ぎず。陸奥は盤根錯節に利器を試みるの自信あり、寧ろ事の起るを喜ぶも、外相として最も希望を嘱し、且つ最も能力を注げるは条約改正なり。

(4)

と、評している。三宅の評価は、明治初年以来日本が抱えていた最大の国家的課題である国権回復、すなわち不平等条約の改正を、その直接の担当責任者である外務大臣の職責上から論じたもので、正しい指摘であるといえよう。陸奥宗光が外務大臣としての「功名」を考える時、歴代の外相が失敗していった条約改正を達成させることは、最大の

関心であったといえよう。そして、進行中の日英条約の改正が成功さえすれば、「反対論が悉く雲散霧消すべし」と、国内的政治危機を打破することができるものと判断していたことも、きわめて自然な感覚であったと思われる。勿論、陸奥外相の進めていた日英改正条約の内容からして、三宅のいう「悉く雲散霧消」するといった楽観的なものでは決してない。關稅自主権や施行期日にみられる解決すべき問題を残したままの不完全な条約改正である以上、それへの国内での批判は当然覺悟されていたとみるべきであろう。しかし、國權主義的風潮が高揚していた状況のなかで、かかる改正条約によって國權回復を達成したことは、対外硬派の必要以上の反対は考えられず、当面の政治危機的状況は一応は回避されるであろう、との政治的判断があつたことは否定できないであろう。

（陸奥一筆者）
君は病軀に鞭うつて、

この点について、渡辺幾治郎は「東学党叛乱の警電荐りに至るの頃、君は病軀に鞭うつて、銳意駐外公使を督励し、条約改正に鞅掌せしめる一方、險惡なる議会の形勢を觀望しつゝあつた。君は最初この問題にそれ程の関心を置かなかつた⁽⁵⁾」と述べている。政治家としての外相陸奥宗光にとって、また外交指導者としての陸奥宗光にとって、やはり日英改正条約交渉が第一義的なものであつたといえよう。朝鮮情勢や金玉均事件の発生において、きわだつた積極策を用いなかつたのは、外交課題として第一順位に置かれていた日英改正条約交渉への影響を、最も恐れていたからではなかろうか。こうしたなかでの清国軍の朝鮮への派遣は、朝鮮への支配を熱望している日本にとって到底黙止することはできず、それへの対応と同時にあわよくば後退していた日本の支配力を回復し強化させるという、積極論を擡頭させることになつたといえよう。

陸奥・川上会談の大意は、「明治十五年と十七年の京城の変には、清国の為に機先を制せられて、我の失敗に了れり。此度は、是非共清国を制して、前兩度の損失を回復せざるべからず」⁽⁶⁾であった。この段階では、日清全面戦争を構想するような、政戦略上の合意があつたとは考えられない。林董が「さて牙山の戦争も済み、平壤の戦も済みたれ

ども、清国よりは和議の申込なく、猶お戦争を継続することとなり⁽⁷⁾との感覚は、当時の政府首脳に共通したものではなかつたろうか。藤村氏がすでに指摘しているように、「伊藤らのたてた開戦時の構想では、戦費も余剰金一五〇〇万円で十分な程度の規模であった」⁽⁸⁾ように、「雌雄」を決するような長期的構想はほとんど持つていなかつたといえよう。それよりも、日清戦争における無目的的・無計画的戦争指導⁽⁹⁾にみられる日本の政戦略指導の特殊性、場当たり的指導構造の方がより重要な問題ではなかろうか。

以上のことから、この段階での日本の朝鮮出兵決定と陸奥・川上会談での合意の目的は、明治一五・一七年事件の敗退による後れを教訓として、現状からの後退を極度に恐れ、その維持と回復を第一義として、それよりの拡大を第二義としたものであつて、敢て朝鮮国と清国とを敵対国として位置付けて戦争構想を立案しなければならない必然性は存在していなかつたといえよう。それであるが故に、戦闘領域を京城・牙山周辺に位置付け、一混成旅団乃至一箇師団規模での限定的交戦を想定したのであつた。これは、戦争にいたらない戦争を構想していたものといえる。このことは、客観的には陸奥外相の外交政略においても川上参謀本部次長の軍事戦略においても、まだ日朝清関係の確定には大幅な選択範囲が残されており、また日朝全面戦争回避の余地もかなりあったことを示している。だが、それが回避できずに日朝・日清の開戦へと進んでいったのは、この出兵論自体が持つていた本質的欠陥である、出兵目的や出兵後の構想の曖昧さと朝鮮・清両政府に対する主観的・願望的な情勢分析にも原因していたといえよう。

この朝鮮への出兵を閣議決定し、それにより出兵の概略的構想が陸奥・川上会談によって立案された頃、陸奥外相は賜暇帰國中の大島圭介清国公使兼朝鮮公使を朝鮮国に帰任させることとして、直ちにその準備を命じるとともに、政府機関や軍部もまたその準備を開始した。

翌三日に開かれた閣議では、朝鮮出兵の基本となる派兵方法と派兵規模とが検討された。このため、前夜の陸奥・

川上会談では「伊藤総理大臣は上下に対し責任重き地位にあるを以て、成丈ならば平和に局を結びたしと考えられたるに相違なし。然し支那既に兵を出したる以上は、国威を保つ上に於て我も亦出兵せざるべからず。故に閣議は出兵の事に決し、倅て幾千の兵を送らんというに至りて、川上氏は混成旅団を送らんという。旅団は二聯隊にて大凡三千人程なることは誰れも知ることなれど、混成旅団の七、八千人あることを知りしは、閣議の席にて川上・陸奥両氏の外は山県中将一人のみなり。山県氏は其数を其時に明言すれば、伊藤が出兵を止るべしと思いたる故に黙して居りしと、其夜陸奥氏に談られたり⁽¹⁰⁾」と、混成旅団派遣を実現させるための謀略を相談していたのであった。

このことを、さらに「後は昔の記」よりみると、「初より七、八千の兵を出すとすれば、伊藤総理大臣毎に平和主義の人なるが故に承諾すまじと外務大臣が配慮すれば、川上次長は答えて、『先ず一旅団を派遣する者とすべし。總理大臣は、旅団の兵は二千人なることを知る故に、多分異議なかるべし。然して混成旅団を出せば、實際七、八千の兵あり』と。茲に、其案を翌日内閣に提出して、決議となれり⁽¹¹⁾」と、六月三日の閣議での出兵規模についての検討では、意図的に「一旅団」の表現を用いて伊藤首相の反対論を事前に封じたとされている。

陸奥・川上にとって、朝鮮出兵の実現の最初の難関は伊藤首相の消極論にあった。このことを徳富蘇峯は、陸奥・川上会談と六月三日の閣議について、「是に於て彼は大將の意見に賛成し、之に謂つて曰く『伊藤は平和主義の政治家である。故に初めより大兵を出すと云へば、彼は之を肯んぜざるであらう』と。大將曰く『先づ一箇旅団を派遣することゝせん。平時の一箇旅団は二千位であるが故に異議無からう。併し混成旅団を編成せば實際七八千の兵數に達せん』と。陸奥は之を然りとし、両者の意志茲に一致し、爾來軍事的行動と外交的工作とが両者の間に何等齟齬すること無く、併行併進することが出来たのは此の会合に基いたものであつた」とし、さらに派遣兵力に関する伊藤首相の間に對して「一箇旅団である」と答えたと述べている。⁽¹²⁾ 德富は伊藤首相が「平和主義者の政治家である」ことから、

派遣兵力の規模を僅少に印象付けるために「一箇旅団」の表現を用いたとしている。

この林と徳富の記述は、伊藤博文平和主義者論を前提として、それへの策謀として派遣兵力の規模に付いては具体的な数値を示さずに、「一旅団」「一箇旅団」とい漠然とした抽象的表現を用いて伊藤首相を欺いたとしたものであるが、そこでは共通して派遣兵力を示す際に「混成旅団」という表現が避けて用いられていた。ここで注意しなければならないのが、中塚氏の俗説論⁽¹³⁾による説明であろう。もともと、中塚氏の俗説論はそれを証明するための根拠を示さないきわめて主観的発想によるものではあるが、それにしても「混成旅団」の用語が共通して用いられていない理由を明らかにすべきではなかろうか。単なる功名心による説明では、この共通性を説明することは不可能ではないか。筆者は後述するようにこの段階では伊藤首相は派遣兵力の規模を知り得なかつたと考えている。それよりも、伊藤首相はどの段階で出兵規模を知つたのかを問題にすべきではないかと考えている。確かに、林董や徳富蘇峯が陸奥宗光や川上操六の功名心を高めるために、多くの膨張的記述をなしたと考えるのは当然ではあるが、客観的状況からみても伊藤が知り得ている方がきわめて不自然ではないかと思われる。

勿論、それは、伊藤首相が「平和主義者」であったことを意味するものではない。小松緑が、陸奥外相は「一方に文弱な伊藤、井上等を激励し、他方に逸り男の武断派を操縦し、漸く一旅団の兵と九隻の軍艦とを朝鮮に急派することに廟議を纏めるまでに漕ぎ付けた」⁽¹⁴⁾と評しているように、それは氣の弱い伊藤首相の性格と彼の対清觀による消極論・回避論にすぎなかつた。同時に、このことは伊藤内閣や軍部さらに天皇といった日本の支配者層の共通した内部的問題でもあつたともいえよう。

周知のように、明治天皇は日清戦争の開戦に際して「今回の戦争は朕素より不本意なり、閣臣等戦争の已むべからざるを奏するに依り、之れを許したるのみ、之れを神宮及び先帝陵に奉告するは朕甚だ苦しむ」⁽¹⁵⁾と土方久元宮内大臣

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

に断じたように、日清両国の大戦には反対であった。一方、清国の北洋艦隊に恐怖心を持っていた伊藤首相や西郷徳道海軍大臣⁽¹⁶⁾、川上操六に引かれつつ主戦論に傾いた山県有朋陸軍大将⁽¹⁷⁾、朝鮮事件をあまり重大なものとして受けとめていなかつたとみられる芳川顯正司法大臣⁽¹⁸⁾、朝鮮事件より議会解散・総選挙に注目し、さらに自らの進退問題について悩んでいた井上馨内務大臣⁽¹⁹⁾、というように政治・軍事指導者の意思が決して統一していたというわけではなかった。井上毅文部大臣の反対論は、かかる指導者内部の事情を顕著に示したものといえよう。

政府内部では後日の話しではあるが「内閣員の多数は、已むを得ざる場合に開戦すべしとしつゝ、必勝を期するに陸海軍の準備の足らざるを憂ふ」⁽²⁰⁾状態であったという。如何に川上操六参謀本部次長が楽観論を主唱しようと、大清国を相手に小国日本の軍備で必勝を確信しうる程、政府指導者のなかでは対清戦争への甘い見通しは一般化されたものではなかつた。そこには、ある意味で悲観論的なものがあつたといえよう。この悲観論的見方が強かつたからこそ、天皇が「朕素より不本意なり」としたのであり、井上毅の反対論があつたのではなかろうか。

戦争への悲観論が開戦後今まで残つていたとすると、ここでの内閣員の動きはいつたい何んであつたのであろうか。

朝鮮への出兵を決定した六月二日の閣議の際、芳川法相は井上内相に宛てて「議論之未終ニ解散ニ相決申候伊藤之演舌ハ陸奥モ賛成共ニ論候處他員之議論も有之終ニ不承事ニ相成申候今より二時間以内ニ於而解散之詔令發布之都合ニ而」⁽²¹⁾と書き送つてゐるが、そのなかには朝鮮への出兵決定よりも衆議院の解散と井上馨が伊藤首相に提案した議会での演説案の不採用の事に、最大の関心があつたことが記されていた。この芳川法相の感覚は、いつたいなんであつたのであろうか。政府が周到に準備し待ちのぞんでいた朝鮮への出兵であつたとしたら、六月二日の閣議の内容を知らせる書翰に、これほど朝鮮出兵に関する議論に無関心でいられるであろうか。また、後日の内閣員の動きから考え

てみても、芳川法相のこの反応は閣議決定の内容に左程衝撃的なものがなかったことを暗示しているのではないだろうか。

六月五日、内閣書記官長伊東巳代治が伊藤首相に宛た書翰⁽²²⁾は、議会解散後の政党・新聞の反応とそれへの対策、解散に伴う次期総選挙対策や、国内輿論の懷柔策としての地方官召集、二三の知事更任、国務大臣の各地巡回などについての提案を行つてゐる。なかでも、「仍て国務大臣にして夏季休暇中にも各地を巡遊せられ、親しく地方人士と近接被致候へは、其融化の功挙て云ふへからざるものあり」との提案は、朝鮮出兵問題が如何に切迫したものではなかつたかを示したものといえよう。正に、平和でしかなかつた。もし、朝鮮出兵が日清の全面戦争を想定したものであつたとしたら、次期の選挙対策のために夏期休暇を利用した各大臣の地方遊説を提案するであろうか。伊藤首相に對して最も強い影響力を持つ一人であつた伊東内閣書記官長が、かかる意識でいたということは、少くとも六月二日・三日の閣議決定が日清間に重大な関係を生じさせる内容のものではなかつたことを裏付けたものといえよう。

朝鮮への出兵決定の段階は、「立役者」⁽²³⁾としての川上参謀次長や陸奥外相の主動的役割によつて大きく踏み出すことはなつたが、そこにはまだ日清開戦にいたるべきな確定した構想はなかつた。これが、より現実的・具体的にないのは、大本営設置・清国政府への行文知照・混成旅団の渡韓以降であると思われる。そして、それは政軍内部における一応の基本的意志統一が行われてからのことであった。

こうした不一致性があつたからこそ、伊藤首相が出兵規模について具体的な数量を知らせるように求めたのに対して、川上参謀本部次長が統帥事項を楯に拒否したのではなかろうか（後述）。実は、ここに「法の誤用」⁽²⁴⁾と評された大本営設置の目的⁽²⁵⁾があつたといえよう。⁽²⁶⁾兎も角、積極的出兵論者であつた陸奥外相と川上参謀本部次長にとって、六月三日の閣議は内部的には必ずしも意志統一がなされていない閣僚と、消極的出兵論者・戦争回避論者の伊藤首相

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政策的検討（下）

を、如何に承諾させるかが問題であった。そこに、六月二日夜の陸奥・川上会議の目的があつたといえよう。

六月三日、西郷従道海相は渡辺国武大蔵大臣に対し、朝鮮への軍艦派遣費の支出を請求した。これに対して、渡辺蔵相は直ちに次の上奏書を起草し、

朝鮮國ニ於テ内乱相起リ同國在留本邦人民保護ノ為メ軍艦ノ派遣ヲ必要トシ右ニ係ル経費壱万四千拾八円八拾貳銭
四厘明治二十七年度第二予備金ヨリ支出ノ儀海軍大臣ヨリ請求有之臣國武ニ於テモ不得止儀ト存候仰キ希クハ速ニ
御裁可アランコトヲ臣國武謹テ上奏ス

明治廿七年六月三日

大蔵大臣臣渡辺国武 団

さらに、伊藤首相に対し、

朝鮮國派遣軍艦費第二予備金ヨリ支出ノ儀海軍大臣ヨリ請求有之候ニ付会計規則第二十二条ニ依リ別紙上奏書并計算書及御送付候右ハ明四日支出ヲ要シ候ニ付至急上奏方御取計有之度候也

明治廿七年六月三日

大蔵大臣渡辺国武 団

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

追テ海軍大臣第二予備金支出請求計算書ハ御裁可相済候ハ、御返付有之度候也

と、上奏方取計いを求めた。

ここでは、西郷海相が請求した軍艦派遣費とは何を指すかは具体的に記されてはいないが、これは唯一隻この時横須賀軍港に碇泊していた軍艦武藏を指すものと思われる。この点を経費の面で検討すると、この武藏艦の派遣費請求

計算書が同文書に綴られていないことから、明治一五年朝鮮事件⁽²⁹⁾の際に朝鮮国へ発航の軍艦航海費を同八月七日川村純義海軍卿が三条実美太政大臣に上請した時の航海費概算の計算書を例としてみてみると、軍艦金剛の六ヶ月分の俸給（加俸増給）と雑給・序費・石炭費の合計額（但し、運転六〇昼夜、碇泊一二三日の見込みとして）は、七一、八六六円八九銭となつてゐる。⁽³⁰⁾このことからみれば、海軍軍令部の常備艦隊集合命令に伴う武藏艦の朝鮮海域派遣経費は、一軍艦規模としての一四、〇一八円八二銭は妥当のものと推測されよう。

かかる派遣経費の支出期限が六月四日となつていたことから、この手続きは緊急を要するものとなつていた。このため、早川千吉郎大蔵官房第一課秘書官⁽³¹⁾は同三日夜、柴田家門内閣秘書官⁽³²⁾に、

拝啓仕候

別紙 上奏書ハ非常至急ヲ要申候ニ付夜中誠ニ恐入候得共夫々御取計被成下明朝早々御裁可相済候様手続御取計被下度候何分大至急ヲ要候儀ニ付篤ト御貴慮候様大蔵大臣之命ニ依リ如此御座候

謹言

六月三日夜

早川千吉郎

柴田書記官殿

追而本件ハ至急ヲ要候義ニ付返却之手続者後日よ御取計被下度義ニ候とも御裁可済候ハヽ電話ニテ小生迄不取敢御通知被下度候

との書翰を送つた。

この早川書翰と前掲の渡辺蔵相の上奏書・上奏方取計願書から、西郷海相の軍艦派遣費の請求は六月三日に行わ

れ、これにより直ちに上奏書が起草されるとともに、関係諸機関が同夜このための事務処理に当り、翌四日早朝その裁可が下されたことがわかる。結局、この軍艦派遣は、同四日の閣議で了承され⁽³⁵⁾直ちに上奏裁可を得るとともに、その旨が大蔵省へ指令され、海軍の請求通り支払われることとなつた。

同四日、渡辺蔵相は芳川顕正内務大臣臨時代理⁽³⁷⁾より請求された「在朝鮮国本邦公使護衛ノ為メ警察官ノ派遣」費用四、四三三円を、「明治二十七年度予算内務省所管歳出臨時部警部巡查朝鮮國派遣諸費トシテ前記ノ金額第二予備金ヨリ支出取計可申ト存候」とする上奏書⁽³⁸⁾を草するとともに、「不得已次第ニ付上奏書ヲ草シ及御送付候条至急御取計有之度候也⁽³⁹⁾」と伊藤首相に求めた。この警察官派遣は、大鳥公使帰任とその軍艦派遣にかかわったものであつたことから、直ちに内務大臣の請求通り閣議決定される⁽⁴⁰⁾とともに、同日上奏し裁可を得その旨が大蔵省へ指令された⁽⁴¹⁾。渡辺蔵相の警察官派遣経費支出の要求は六月四日付で出されたものであつたが、これは同四日中に閣議決定・上奏・裁可・指令の全てが行われたものであつた。こうして、大鳥公使に帶同する警察官の派遣のための財政的準備は、六月四日に完了したのであるが、それは伊藤首相の指示から僅か一日後のことであつた。だが、かかる内務省の対応のはやさに比べ、海軍省の対応は遅く、まだ海兵派遣等の経費の請求すら行つてはいなかつた。

六月四日渡辺蔵相は、大山巖陸軍大臣より請求された「第五師団一部ノ充員可被 仰付旨御内定ニ付臨時召集旅費ヲ必要トシ」その経費四一、〇八〇円ハ七錢一厘の支出についての上奏文⁽⁴²⁾を起草するとともに、同日付で「陸軍大臣ヨリ請求有之不得已次第ニ付上奏書及御送付候条即刻上奏方御取計有之度⁽⁴³⁾」と伊藤首相に上奏取扱方を要請した。この広島第五師団一部の臨時召集旅費の支出については、政府は翌五日の閣議で蔵相の請求通り決定し、直ちにその旨を関係機関に指令するとともに、同日伊藤首相による天皇への上奏・裁可を経ていた⁽⁴⁴⁾。朝鮮出兵が混成旅団によつて行われることになつていたが、その混成旅団は広島の第五師団より編成されることになつており、そこにおける動員

とこの一部充員とは密接な関係をもつていたことから、この第五師団一部充員のための臨時召集旅費の支出額は、必然的に混成旅団に編入される兵員数や旅団の規模を明らかにするものでもあった。

西郷海相は、六月五日付で渡辺蔵相に、

朝鮮國居留ノ人民保護并大鳥公使護送等ノ為メ軍艦派遣其他非役艦ノ就役等ニ要スル臨時ノ費用トシテ差向キ金式拾万円第二予備金ヨリ支出相成候様此際特殊ノ御取計有之度此旨及請求候也

明治廿七年六月五日

海軍大臣伯爵西郷従道

(47)

説

大藏大臣渡辺国武殿

と、八重山艦による大鳥公使の朝鮮への帰任に伴う経費と非役艦就役にかかる経費として、「差向キ金式拾万円」を他の経費と同様に第二予備金より支出する請求を行つた。ここから、大鳥公使帶兵帰任に関する財政処理は一行が出発する当日に行われたことがわかる。さらに、この経費支出にかかる請求は、西郷海相請求書にみられるように「差向キ」二〇万円の支出を「特殊ノ御取計」によって求めたもので、それはかなり概算的なものであつたと思われる。

この西郷海相の請求が、同日に出発する八重山艦にかかるものであつたことから、渡辺蔵相は直ちに「本邦人民保護并本邦派遣公使護送ノ為メ軍艦ノ派出」⁽⁴⁸⁾ 経費の裁可を求める上奏書を起草するとともに、伊藤首相に、

房官一
秘第一六八号

別紙之通朝鮮國派遣軍艦費第二予備金ヨリ支出ノ儀海軍大臣ヨリ請求有之不得已儀ニ付会計規則第二十二条ニ照シ上奏書及御送付候条至急上奏方御取計有之度候也

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政策的検討（下）

明治二十七年六月五日

大蔵大臣渡辺国武

(註²)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

追テ別紙付属書類ハ御裁可之節御返却有之度候也

(註¹) 内閣官房の秘密を示す朱印であるが、番号数字は黒墨筆。

(註²) 「大蔵大臣之印」と彫られた朱印。

(註³)

と、至急の上奏取扱方を求めた。だが、概算的なものとはいえこの段階での一〇〇万円の請求はかなりの高額である。

この海軍の要求は、海軍軍令部が常備艦隊を仁川・釜山両港に集合させたことにもかかわっていた。だが、その艦艇八艦は旗艦松島が福州馬祖島に、千代田・高雄が福州馬尾港に、赤城が芝罘港に、高千穂はハワイにそれぞれ夏季航海のために游弋しており、たまたま仁川港に大和・筑紫が入港していただけで、横須賀には武藏一隻のみがあつただけであった。⁽⁵¹⁾ これは、海軍に限つてみても日本の朝鮮出兵準備は、ほとんどできていなかつたことを示すものといえよう。この日、すなわち六月五日に朝鮮への派遣命令をうけた松島・千代田・高雄・筑紫・大島・赤城・大和の各艦乗組員に対して、海軍省は同月一二日「海軍臨時給与規則ニ依リ朝鮮國派遣中ニ係ル左ノ軍艦乗員ノ給与ハ六月五日ヲ以テ始ム」⁽⁵²⁾ と定めている。この海軍省の処置は、非役艦就役に関する経費要求と一致するものであつた。常備艦隊所属の艦船の多くを朝鮮海域に展開させるとともに、それを補う非役艦の就役をも命じた海軍の意図は、ただ單なる探索・警戒行動のみを目的としたものではなく、具体的ではないとしても清国海軍との交戦状態の発生をも想定したものであつたとみることができよう。勿論、それが日清戦争構想の一つとしてあつたというのではない。少くとも、陸兵の派出を実行するに際し、また八重山に乗艦して大鳥公使に帶同した海兵の派遣という事態から、可能性と

して持っていたという意味においてである。ただ、臨時給与規則の始期にかかる海軍省達第九〇号は、この段階のものではなく同規則制定後に改めて発せられたものであった点は、注意しておくべきであろう。

同日の六月五日に開かれた閣議は、この西郷従道海相から請求された二〇万円もの経費の支出を原案通り決定したが⁽⁵³⁾、伊藤首相もまたこの閣議決定にしたがい直ちに上奏し裁可を得て同日中に関係機関にその旨を指令した⁽⁵⁴⁾。

一方、陸軍は第五師団の一部で編成された混成旅団の渡韓を「朝鮮国に於テ内乱相起リ同国在留本邦人民保護等ノ為メ出兵ヲ要シ」⁽⁵⁵⁾として、その出兵経費一、五九二、〇七七円四一錢一厘を請求したのだが、かかる陸軍の大規模な派兵経費は、それまで行ってきた第二予備金で補うことは到底不可能であった。このため、渡辺蔵相は六月六日付上奏文で陸軍の大規模な混成旅団渡韓経費に対する財政的処置として、取敢へず「第二予備金ノ現存高武拾參万四千六百九拾參円四拾八錢七厘」⁽⁵⁶⁾の全てを「朝鮮出兵経費臨時支出」⁽⁵⁷⁾として支出することを求めた。政府は、同日この蔵相の要求通り閣議決定するとともに、直ちに上奏裁可を経て支出することとし、その残された一、三五七、三八三円九二錢四厘という経費の大半について検討することとなつた。このため、政府は同日の閣議で「朝鮮国内乱ニ付同国在留本邦人民ノ保護其他ノ準備ニ要スル諸経費ハ到底第二予備金ノ持続シ得ル処ニ在ラサルヲ以テ第二予備金ヲ支出シ盡シタル上ハ国庫剩余金ヲ以テ支出相成コトニ決定相成可然」と決定して、大蔵省へ通牒した⁽⁵⁸⁾。

これら陸軍・海軍・内務三省から朝鮮へ派遣又はそれにかかわった経費は、後日朝鮮事件費として財政上処理されることとなる。その金額は、海軍省が二一四、〇一八円八二錢四厘、陸軍省が一、六三三、一五八円二八錢二厘、内務省が四、四三三円で、総額一、八五一、六一〇円一〇錢六厘にのぼっていた。その財源は、第二予備金では到底支弁することはできず、明治二六年度国庫剩余金一、六〇〇万円⁽⁵⁹⁾から支弁することとなつた。このことは、朝鮮出兵の最初から政府は財政的問題を抱えていたことを示すとともに、後の朝鮮駐兵・日朝清開戦において直面する財政的困難さ

を暗示したものでもあつた。⁽⁶³⁾

このような朝鮮への出兵経費徵達の動きから、出兵の財政的な支えと出兵の準備の状態をうかがうことができるが、同時にこのなかから次の点が問題とされよう。

第一に、これらは六月二日の閣議決定後から陸奥外相が清国政府に対して日本軍の出兵を通告した同七日の前日迄の期間における派遣経費徵達の動きであるが、ここから陸海軍派遣の事前準備は必ずしも充分なものではなかつたことがわかる。なかでも、海軍陸戦隊派遣経費の決定は八重山艦の横須賀出港の当日であり、混成旅団の派遣経費決定は第五師団への動員下令の翌日であつた。そこには、行動が先行しそれへの処置が後から追従するという、日清戦争における戦争指導の特徴の原型が、すでにみられていたといえよう。

第二に、政府はこれらの財政処理の経験的方法から七月二六日になつて「朝鮮事件ニ関シ臨時請求ノ手続申合」⁽⁶⁴⁾を内定することになるが、それはかかる臨時・緊急の大規模支出に対する財政処理体制が、如何に未整備であったか、如何にそれによる処理が繁雑となり遅滞していたかを示していた。

第三に、出兵経費に関する財政的支弁の経過から出兵準備の状況をみると、前掲六月三日の早川大蔵省秘書官が柴田内閣秘書官に送つた緊急的な財政処理の状況を記した書翰から、六月二日の閣議決定は出兵に対する具体的方針が定められていなかつたこと、同三日の閣議においては軍艦派遣すら決定されていなかつたこと、このため海軍省がその具体的計画案を草し緊急的処理として関係機関が動いたのが三日以降であつたこと、がわかる。

第四は、日本は朝鮮への軍隊の派遣を、飽く迄「同國在留本邦人民ノ保護」を名目としていたが、そこには實際に派遣される混成旅団の派遣規模や海軍主要艦船の動員数とは、あまりにもかけ離れた露骨な規模であつたことである。これは、閣議書や上奏書・請求書等のなかで、日本軍派遣名目に「其他ノ準備ニ要スル諸経費」を加えていたこ

とから、それが無制限的な拡張を意図するものでもあったことを暗示したものとなつてゐる。

第五に、この財政的処理としての出兵経費微達の経過は、従来から指摘されている朝鮮出兵や日清戦争に対する伊藤首相の通説的評価⁽⁶⁵⁾に、大きな疑問をなげかけるものであるといえよう。勿論、この疑問とは中塚氏の俗説論を支持するという意味では決してない。従来の通説である、朝鮮への軍隊の派遣を積極的出兵論者である川上操六参謀本部次長が、平和主義者で消極論者であった伊藤首相を欺き、策謀を用いて導いていったという構図のなかから朝鮮出兵・開戦外交を論じる考え方から、陸奥外相をも平和主義者として二重外交として発展させ、さらにはこれらの論理を補強するために明治天皇の戦争反対論をことさら高く評価して用いる方法⁽⁶⁶⁾からでは、これら財政上の処置からみた当局者の動きを正確にとらえることは出来ないのでなかろうか。既掲の林董、徳富猪一郎、小松緑等の記録・著書を如何に資料として読みとるかが問題とはなろうが、少くとも伊藤首相が混成旅団の規模を発遣まで全く知らなかつたということにはならないであろう。勿論、それは「一旅団」や「一箇旅団」という曖昧な表現のもとで、その派遣を決定した際に伊藤首相が陸奥外相や川上参謀次長の策略を見抜いていたということではない。それは、ほんとうに伊藤首相が六月三日の閣議の際に知らなかつたとして、これを伊藤首相が知り得た時期が何時であつたのか、その際伊藤首相が仮に「平和主義者」や「非戦論者」であつたとして、果して自分の意に反するような大規模な出兵を変更させることができなかつたのか、という点を考えるべきではないかといふことである。陸海軍が行つた動員の規模やそれが意味するものについては、これら出兵に要する経費の請求額から容易に推測することが出来た筈である。如何にそれが軍事機密に属するものであつたとしても、出兵経費を決定するのは飽く迄も国務機関である閣議であり、実はそこには詳細な経費計算書が添付書類として提出されていたのである⁽⁶⁸⁾。出兵規模やこれから推測される意図が、伊藤首相の考えと相反するものであるとしたら、このような大量な兵員の派遣経費を容易に承認しうる筈はない。出

兵経費の動きから推察すると、伊藤首相が混成旅団の規模を知り得たのは早くて六月四日の第五師団の一部充員のための召集旅費請求の際であり、遅くとも同六日の陸軍出兵経費一五九万円余の請求の際であったと思われる。但し、六日の請求は事前に陸軍大臣より大蔵大臣に送付されていることから、実際にはその前に知ることができたと考えられよう。

そうであるならば、伊藤首相がその規模を知り得たのは六月四日～五日頃であつたと推測されよう。伊藤首相が陸奥外相に送った書翰で、「御同様不^レ知不^レ識大洋に乗り出し」⁽⁶⁹⁾たというのは、実は伊藤首相自身が朝鮮出兵外交や開戦外交において主導的役割を主体的に担わなかつたことにあつたのではなかろうか。または、日本の政略が緻密に組み立てられたものではなしに、自らが踏み出すことによって自らが作り出した事態に拘束され、確固たるものとしての将来的構想を作りきれずに、事態の進展に追従していく場当たり的なものであつたことに対する反省から出たものではなかろうか。すなわち、内外の客観的・情勢への緻密な分析を意図的に放棄して、朝鮮への出兵を大前提的なものとして固定化させて、それに引摺られる形で事態への対処を行つてきたという、政略にとって柔軟な対応が出来なかつたことに対する反省ではなかつたろうか。これは、同時に朝鮮出兵外交から開戦外交にいたる政略指導に、伊藤首相が指導的役割を担えなかつたとともに、政治的指導性もまた統帥権とのかかわりから充分に發揮出来なかつたことによるものではなかろうか。事実、伊藤首相は六月三日の閣議に付いて、陸奥外相に次の書翰を送つている。

東学党暴動之地方ハ全羅忠清二道ニシテ京城仁川之領事等ヨリ未タ危険之報知モ無之而已ナラス目下公使帶兵入京ノ事ニ相成候得ハ縱令憲兵ニモセヨ兵裝ナレハ清國ヲシテ我ヨリ兵ヲ派遣シタルノロ実ヲ得セシムルハ得策ニアラス却テ彼ヲシテ我兵ヲ繰込以前ニ出兵ノ機ヲ得セシムルコト相成可申ニ付此際ハ不^レ止儀ニナレハ巡查ヲ附隨セラレ候事得策ト被存候支那人ノ眼ヨリ看レハ憲兵ト歩兵トノ差別ハ無之事ニ被察候尚御鑒考有之度候右ハ不日ニ大兵ヲ

繰出ス為メノ妨碍ト不相成様防禦之為ニ有之候

早々頓首

六月三日

博文

外務大臣殿

(1)

この書翰の要旨は、政治的判断から大鳥公使帰任の際には護衛兵の附隨よりは巡査の附隨の方が得策であるとして、憲兵を含む兵隊の派遣には反対の意見を述べたものである。その政略的判断とは、外交政略論的にみると日本が清国より先に出兵の事実を作ることは、日本の立場を他動的・被動的なものとして位置付けることができなくなることであり、さらに将来的問題からすれば不日の大兵派遣の際に妨碍になる可能性が高いと考えられることから、当面は朝鮮出兵の前段階を築いておくべきであるという点にあつたといえよう。そこには、たとえ大鳥公使が少数兵力の帶兵帰任であつても、それがまた憲兵であつても、それは事実としての出兵を意味するものであるという認識があつたためとみることができよう。その意味では、従来の研究が混成旅団の派遣にとらわれすぎ、この大鳥公使の帶兵帰任が政治的にも軍事的にも出兵であつたことを見落している傾向⁽¹²⁾は、再考すべき問題であるように思われる。

事実としての「出兵」であつたことを自覚していたからこそ、その法的処置として後日清国への行文知照がなされたのであった。このことは、この伊藤書翰を考える場合、きわめて重要な視点である。従来の研究がこの点を軽視したため、中塚氏の分析⁽¹³⁾にみられるように単なる伊藤博文平和主義者像への批判にとどまる結果となつたのではないかうか。伊藤書翰が、通説的にもなつている「平和主義」者としての伊藤博文像が、基本的に誤りであることを裏付けるものではある。だが、そこで考えなければならないのは、伊藤首相が平和主義者であつたか、そうではなかつたの

か、という次元の問題にとらわれすぎるべきではないということであろう。伊藤首相が、平和主義者・非侵略論者ではなかつたことは、日清講和条約条件問題における伊藤首相の主張をみれば、この書翰からみるよりもより明確に理解されることである。⁽⁷⁵⁾ それよりも、(一)に、多くの資料的文献や研究書のなかで何故伊藤首相が「平和主義者」と評されているのか、(二)に伊藤首相は何故にこの書翰を陸奥外相に送つたのか、(三)にいったいこの書翰は何を意味しているのか、を考えるべきではなかろうか。

その(一)の「平和主義者」像であるが、これは中塚氏のいうような單なる手柄論的なものによるものではなく、戦争や侵略が絶対悪として認識されていなかつた思想的状況にかかわつたものであつたのではなかろうか。伊藤首相のような消極論や慎重論、避戦論者に対する評価として、ただ単純に「平和主義者」と表現しただけではなかろうか。現代的感覚との違いを理解する必要があるのでなかろうか。氣の弱い伊藤博文の行動様式は、時として慎重であり消極的であった。これは反面、情勢が好転すれば積極的・冒險的ともなり、講和条約条件問題にみられる領土拡大・積極的侵略論に転化するものもある。まさに、「総理大臣は、万一英清間に相応接する密約あると掛念するが為めに躊躇し」⁽⁷⁶⁾ たのであり、清国北洋艦隊に恐怖した伊藤の姿でもあつた。川上操六が、明治二六年四月九日から七月四日迄の約三ヶ月間、朝鮮と清国を巡游した経験から「精細に自信的確信的捷利を与へた」⁽⁷⁷⁾ とは、基本的な相違があつた。それは、日本をはじめ清国と朝鮮・列強の動向などの総合的情勢判断を求められていた伊藤首相にとって、かかる対朝鮮観・対清国観の違いは、政略的行動の相違となつて表わることとなる。そこに、伊藤首相の消極的・非戦的態度があつたとみるべきであろう。

その(二)は、伊藤首相が大鳥公使帶兵帰任を出兵と看做していたからにほかならない。大鳥公使が警察官のみの帶同で帰任したのならば、日本軍の出兵という次元では外交的問題は起り得ない。しかし、小兵力であろうが大兵力であ

ろうが、軍隊を派遣する以上それは「出兵」であることには変りはない。とするならば、この書翰は大鳥帶兵帰任が日本軍の第一次出兵であることを踏まえた上で、弱小兵力でしかも国内においての派遣準備もほとんど整っていない段階で、出兵事実を作り出すことが政略的にどんな意味を持つてているのか、といった疑問を伊藤首相が提起したということになりはしないだろうか。そこには、壬午・甲申事件での教訓から四八〇余名の兵力で、「出兵」と看做されることによって起るであろう事態を予測するならば、それは決して「得策ニアラズ」とする考えがあったとみることの方が自然であるといえよう。ここに、伊藤首相が陸奥外相に帶兵帰任より警察官の帶同を求めた理由があつたのではなかろうか。そこにおける伊藤首相の論理は、将来清国軍との交戦を想定するならば「大兵ヲ繰り出ス」準備を整え、その後に出兵するというきわめて慎重な政略論を基としたものであつたように思われる。

その(三)の伊藤書翰の意味は、六月二日の閣議決定が細部に及ぶ具体的な内容検討がなされたものではなく、かなり漠然としたものであつたことを示している点にある。それは、出兵を決定したものの、それに対する構想も具体的な方策も意志の統一もなかつたことをもの語っている。その原因は、伊藤首相が抱く戦争観と川上参謀次長の抱く戦争観との違いではなかろうか。対清恐怖症的感覚をもち、自からが立たされている国内的政治状況のなかで、首相のみならず政府としての指導力の喪失と国内の分裂的状況とを痛烈に自覚させられている伊藤首相にとって、清国との全面的戦争は最も恐れるものでもあつたろう。政治的指導者としての伊藤博文は、少くともこの出兵によつて将来起り得る可能性のあるあらゆる事態を、当然予想しなければならなかつた筈である。一方、主戦論者といわれている川上参謀次長が「胸に画いた日清戦争は、平壤附近の戦闘にて局を結ぶべく、後日現に発生したるが如き外国の干渉までには考へ及ばなかつた⁽⁷⁸⁾」であったことに示されるように、それはきわめて小さな部分的な構想でしかなかつた。そこに、財政的にも軍事的にも余裕のない状況のなかで、川上参謀次長が強引なまでに出兵を押し進め得た事情があつたとい

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する戦略的検討（下）

えよう。これは、陸奥外相にも共通したものであった。それは、伊藤首相と川上参謀次長・陸奥外相との出兵構想と将来予想の相異によるものであつたともいえよう。

このように、伊藤首相は大規模な出兵準備が整わぬうちに清国軍との交戦や列強の介入を最も警戒したものであり、清国軍との交戦と国内の戦争指導に自信がなかつたのであって、かかる条件が満されてさえいれば決して反対論は唱えなかつたとみることができよう。まさに、戦略的判断の相異にすぎない。

以上のことを見て、朝鮮事件費の財政処理の問題を考えるならば、伊藤首相が知り得た陸軍の派遣規模は、前述のように早くとも六月四日の大山陸相から渡辺蔵相へ請求された「第五師団一部ノ充員」であり、遅くとも同六日の混成旅団の派遣経費請求の前であつたと思われる。その日付の確定はできないが、派遣兵力を知つたのは六月四日から五日にかけてであつた可能性が高い。少くとも六日では遅すぎると思われるのは、大本営が設置された当日の五日に、第五師団に動員令が発せられていることを伊藤首相が知らなかつことになり、如何に統帥事項とはいえない得ないであろう。また、周知のように派遣兵力を知つた伊藤首相が川上参謀次長にそのことを質問した際、

伊藤は大将に問ふて曰く『幾許の兵を韓国に出す用意である乎』。大将曰く『成るべく兵数を減少せられたい』。大将曰く『出兵するや否やは、廟議に由りて決せねばならぬが、既に出兵に決した以上は参謀総長の責任である。出兵の多少は我等に一任せられたし』と。然るに、大将の所謂一箇旅団と云ふは、平時の一箇旅団にあらずして臨時に編成したる混成旅団であつたので、其の兵は少なくとも八千人は下らなかつた。伊藤は後に至りて之を聞き、心中頗る釈然たらざるものがあつたと云ふ。

（文中傍点筆者）

79

といわれている。ここで引用した問答内容の信頼性は必ずしも高いものとは思われないが、伊藤首相と川上次長の間

答の雰囲気は感じ取ることができよう。また、傍点を附した箇所はきわめて重要なと思われる。派兵規模について川上次長が、統帥権を楯に伊藤首相の介入を突っ撥ねたことや、後日伊藤首相が派遣兵力を知った時に「心中頗る釈然たらざるものがあった」ことは、充分に考えられることができるのではなかろうか。この記述がどこまで正確なものであるかはわからないが、川上次長の統帥の独立と伊藤首相の心境は敢て否定しなければならないといったものではなかろう。当時の事実経過からしても、これを否定しなければならないという根拠はないからである。

こうしたことからも、伊藤首相が派遣兵力を知ったのはやはり六月四・五日であったように思われる。その意味からすれば、国務側の干渉を出来る限り排除しようとして、戦時よりかなり以前に異例な戦時大本営条例の発令を求めた川上参謀次長の意図⁽⁸⁾をうかがうことができよう。ただ、如何に憲法上規定されているとはいえ、伊藤ほどの人物が自らの意志に反している状況を黙止しているとは考えられない。それは、議会再解散後の在野の状況や出兵準備の進行、清国・朝鮮と列強の動向、なかでも条約改正交渉を行っているイギリスの動向などの情報を入手するなかで、出兵と混成旅団規模の戦闘までの見通しに、次第に確信を持てるようになってきたからではなかろうか。いずれにせよ、伊藤首相は次第に朝鮮出兵に対する積極論を抱くようになっていったといえよう。

第六に、これら出兵経費のなかで、六月五日の第五師団一部召集旅費（但し、同日付の軍艦派遣経費は除く）を決定していく閣議書には、全て上枠外空欄に「秘」が朱書されているが、これは単に軍機・軍略に基付いた秘密事項という純軍事的理由によるものだけとは思われない。元々、閣議書は国家の最高重要文書であり、当然国家機密として取扱われても決して不自然ではないが、それが六月五日の第五師団一部召集旅費の支弁までの経費に付いて敢て「秘」が朱書されていたことには特に注目すべきであろう。さらに考えなければならないのは、六月五日の海兵派遣費と同六日に陸軍の巨額の出兵経費を決定した閣議書には、「秘」の朱筆が記されていないことである。そこには、

出兵準備が完了し実行に移されるまでは全て極秘であるという純軍事的理由よりも、日本が出兵する可能性はほとんどなく、あつても小規模なものと判断していた清國⁽⁸¹⁾や、東アジアの現状維持を求めていた欧米列強の動向とを想定した外交政略的要求があつたためといえる。つまり、軍事的理由よりも外交政略的要求から、武藏艦の朝鮮への派遣、混成旅団の規模や警察官派遣を極秘扱いにしたといえよう。それは、未だ清国政府よりの出兵通告が発せられていないのみならず、それへの清国政府の判断すら不明であった段階で、朝鮮への出兵を実行せんとする日本にとって絶対不可欠な政略的配慮であつたからであり、出兵の事実とその派遣規模とが朝鮮や清国、さらに欧米列強国に察知されると、実行に移す前に朝鮮政府の反対や清国自身が出兵を取り止める恐れやそれ以前に列強の介入が行われることによって、日本の出兵それ自体が破産することともなると予想したからにほかならない。これらのことから、「イギリスが日清開戦に反対するであらうことを知つてゐた」日本政府にとって、事前に日本の準備状況がイギリスに察知されることを最も恐れたのであつた。この「秘」扱いは、国内政略的意図によるものではなく、かかる朝鮮・清国・列強とを想定したためのものであつたと考えられる。

だが、ここに一つの疑問が生れよう。それは、いつたい誰に対する「秘」であったかである。少くとも、これらの閣議書にかかわることでできたのは、当事者を除くと首相・各大臣と内閣書記官長・内閣書記官局官員など、一部のしかも政府中枢の者でしかいなかつた筈である。ここで、この閣議書に記された朱筆の「秘」が如何なる理由によるものであるかを正確に示すことは、史料的制限から到底不可能である。そこで、この期間において、「秘」が付せられている閣議書とそうでない閣議書との比較や、陸奥外相が行つた改正日英条約交渉の方策の分析を手掛りとして、この問題が持つてゐる意味について検討してみることにする。

前者の問題では、「秘」が付されている閣議書が、軍艦武藏艦派遣経費にかかわる六月四日付閣議書・警察官派遣

経費にかかる同四日付閣議書・第五師団一部充員召集旅費にかかる六月五日付閣議書・第二予備金支出済のため今後国庫剩余金より支出することにかかる六月六日付閣議書の四件あり、「秘」の付されていない閣議書が、海軍陸戦隊の編成・派遣と八重山艦の派遣という第一次朝鮮出兵経費に関する六月五日付閣議書と混成旅団派遣に関するものは六月六日付閣議書の二件でしかなかった。ここからわかることは、六月四日までの警部巡査派遣経費に関するものは「秘」扱いとなっていること、六月五日・六日に関しては陸軍の第五師団の召集旅費と混成旅団派遣に伴う国庫剩余金についてが「秘」であり、混成旅団の派遣それ自体については「秘」扱いになつてないこと、海軍軍艦の集合・派遣は「秘」扱いとなっていることなどであろう。このようなことから、この「秘」扱いについては少くとも大鳥公使帶兵帰任については極秘ではなかつたこと、朝鮮出兵に直接かかわる陸軍派遣兵力については動員下令前が極秘扱いであつたこと、国庫剩余金は日本が計画している行動規模にかかるとともに日本の財政状況がある程度知られること等から極秘となつたことが考えられよう。

論

後者の問題については、当時の政略指導者の考え方にはかかわった問題であるといえる。それは、陸奥外相が伊藤内閣における日英改正条約交渉に際して用いた、「外交よりも専ら内交に注意した」とする方策にあつたといえよう。⁽⁸³⁾つまり、条約改正を成功させるためにまず陸奥外相が用いた方策とは、各大臣を含む国家中枢の人物の行動を、如何に抑制するかであった。このことは、当時の政府や軍部が必ずしも固い意思の一貫をもつたものではなかつたことを示したものといえよう。かかる内部的事情は、この朝鮮出兵事件にも同様のものがあつたとみられる。また、官員への統制として考えられることは、これも条約改正の問題ではあるが、周知のように井上馨外相の条約改正案を知った外務省翻訳局次長の小村寿太郎が、この改正案と改正交渉を破産させるために画策したことがあつた。官員とはいえ必ずしも統制しきれていたものではなかつたことがうかがわれよう。こうしたことから、これら閣議書に付された

「秘」は、主に政府中枢の各大臣や一部の官員を対象とする、内への統制にあつたものとみることができよう。こうして、朝鮮出兵への財政的処置がとられることによって、その準備が次第に整えられていったのである。それは、朝鮮出兵への着実な歩みでもあった。そして、この財政的支弁手続きの経過は、政府・軍部の動きを正確に伝えるものでもあった。

〔註〕

- (1) 『後は昔の記』、前掲、七五頁。
- (2) 『明治廿七八年在韓苦心録』、前掲、一三頁。
- (3) 林董の「回顧録」には、その校注にあたつた由井正臣氏も指摘しているように、記憶違いの箇所が多くみられている。それは、林がこの「回顧録」を記したのが「明治三十四年七月二十一日第四礼拝〔日曜日〕英國倫敦府グローブノルガーデンス第四番日本公使館之書斎に於て記す」（同、八三頁）であることから、その時の記録ではなかつたことに原因があつた。このため、この「回顧録」の資料的利用は無批判的には行うことはできない。
- (4) 『同時代史』第三巻、前掲、一二頁～一三頁。
- (5) 渡辺、『陸奥宗光伝』、前掲、三一七頁。
- (6) 『後は昔の記』、前掲、二五六頁。
- (7) 同上、七八頁。
- (8) 藤村、「中塙明著『日清戦争の研究』伊藤博文編（山辺健太郎解説）『機密日清戦争』」、前掲、一六六頁～一六七頁。
- (9) 拙稿、「日清戦争における外交政略と戦争指導」、前掲、参照。
- (10) 『後は昔の記』、前掲、七五頁～七六頁。
- (11) 同上、二五六頁。
- (12) 『陸軍大将川上操六』、前掲、一二六頁～一二七頁。
- (13) 伊藤首相が派遣兵員を知らざれなかつたという通説に対し、俗説として批判したものに中塙氏の指摘がある。中塙氏の俗

論

説論は、「伊藤ほどの人物が旅団の兵員数を知らないというのは不思議であり、この説は、山県・川上系の人々、あるいは後年、日清戦争を自分の手柄にしようとする人々のつくりあげた俗説であると考えられる」（『日清戦争の研究』、前掲、一二一頁～一二二頁）と論じたものである。この中塚氏の俗説論は、林董・徳富蘇峯・小松緑などによって定説化されてきた、伊藤博文の朝鮮出兵外交・日清戦争外交における指導性の問題に対して、疑問を提起した点では評価されよう。

しかし、中塚氏の俗説論はいったい何を根拠に主張されたものなのであろうか。なかでも大きな疑問をもつのは、中塚氏の、伊藤首相が「旅団の兵員数を知らないというのは不思議」であるからと、きわだつた主觀論的理由を根拠にしていることである。従来の通説に対する批判的検討の姿勢は、最も尊重されるべきものではあるが、かかる主觀的・思い付き的主張には、大きな疑問を抱くのは決して筆者だけではないであろう。

中塚氏のいうように、山県系・川上系や陸奥・林の立場の人々が、後年自分の手柄とするためにある程度の膨張的表現を用いて賞賛することは当然推測されるとしても、それが伊藤首相を欺いて混成旅団の派遣を決定させたことが、何故彼らの功名や手柄になるのかを中塚氏は説明すべきではなかろうか。また、林・徳富・小松が著すに際して、それがどれだけの意味を持つのか、さらに相互に無関係なこれらの著書に何故共通して伊藤を欺いたと語られているのかを説明する必要があるのでなかろうか。

ここで確認しておかなければならないのは、陸奥・川上や山県にとって、派遣兵員数を欺けるのは六月三日の閣議に際してでしかなかったことである。伊藤首相が派遣兵力を知らなかつたことと、伊藤首相が平和主義者であった（後述）と評されていることは、全く別の問題である。すなわち、俗説論では伊藤平和主義者観を否定することはできるからといって、通説論が伊藤平和主義者観を肯定するものとはならない。そこには、積極論か消極論かが問題になるにすぎないのである。

- (14) 小松、『明治外交秘話』、前掲、九七頁～九八頁。
- (15) 小松、『明治天皇紀』第八、前掲、四八一頁～四八二頁。
- (16) 『後は昔の記』、前掲、二五八頁～二六〇頁。
- (17) 松下芳男『日清戦争前後』、白揚社、一九三九年、一一四頁。
- (18) 井上馨宛明治二七年六月四日付芳川顕正書翰、「井上馨関係文書」六一二一一、国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (19) 伊藤宛六月二日付井上馨書翰、『伊藤博文関係文書』第一巻、前掲、第二七七文書、二、の註（44）を参照。

(20) 『同時代史』第三巻、前掲、一七頁。

(21) 井上馨宛明治二七年六月二日付芳川顯正書翰、「井上馨関係文書」六一一七、国立国会図書館憲政資料室蔵。

(22) 伊藤宛六月五日付伊東巳代治書翰、『伊藤博文関係文書』第二巻、前掲、第三八八文書。二、の註（62）を参照。

(23) 『同時代史』第三巻、前掲、一七頁。

(24) 松下芳男『改訂明治軍制史論』下巻、国書刊行会、一九七八年、四二五頁～四二六頁。

(25) 大本營設置の參謀本部側の意図と目的について、藤村氏は「參謀本部の早期設置の上申は純軍事的見地からではなく、國務の統帥への干渉を排除するためだた」（宇野俊一編『日本史』(7)・近代2、第2章日清戦争と天皇制、有斐閣、一九七八年、七四頁）と指摘しているが、実はこのあたりに大本營設置の目的があつたといえるのではなかろうか。

(26) この問題については、序論の註（6）で筆者の基本的な考え方について記したが、ここでは藤村理論の問題について簡単に述べてみたい。藤村氏は前註（25）のなかでかなり詳しく大本營設置について論及している。そのなかで、「五日、天皇は大本營の動員を裁可、日本は戦時状態に突入した」（同、七一頁）と大本營設置を戦時状態の発生と位置付け、さらに松下芳男氏の誤法論（前註24参照）を批判して、「明治憲法においては天皇の裁可は超法律的行為であるから、ただちに違法であるとは判断し難い。むしろ戦時を冠する法の施行は国家意思が戦時と認定したこと意味するとみるべきであろう。事実、戦時恩給加算は動員部隊にあってはこの日から起算している」（同、七二頁）としている。つまり、藤村理論によると、明治憲法における天皇大権に注目して、大本營設置は軍部の独走によるものではなく天皇の裁可を経て行使されたもので、元々憲法上は天皇の行為が超法律的行為である以上大本營設置は違法とはならない。また、大本營設置は「戦時大本營条例」適用であることから、違法性のない大本營の設置は必然的に国家意思が戦時を認定したことを意味するもので、そこにおける合法性は天皇の戦時法適用を意味する裁可行為にあつたとしている。そして、その実際例として、戦時恩給加算の適用を上げてその証明を行っている。これらの論及は国務と統帥の分離を証明して二重外交論を補強する目的をもつたもののように思われるがどうであろうか。

この藤村理論は、大本營設置を明治憲法下のなかで位置付けることによって、その合憲性を立証しながらそれによる国家意思を規定しようとしたもので、その限りでは注目されるものではあるが、その論拠として用いたものに若干の疑問がある。第一は、藤村氏の論及からみると、天皇が戦時法の適用を裁可したのであるから、それは戦時を認定したことと同じであると

した考へであるが、そもそも明治憲法下においては戦時を認定する権限は天皇にはなかつたという事実を見落している点である。帝国憲法制定後においても、その効力を有すると政府によつて正式に確認されている明治一五年太政官布告第三七号が、実は明治憲法下における戦時認定権を定めた規程であった（拙稿、「明治憲法下における戦時規定について」）——『中京法学』第一六巻、第二号を参照）。すなわち、同布告第三七号において「凡ソ法律規則中戦時ト称スルハ外患又ハ内乱アルニ際シ布告ヲ以テ定ムルモノトス」（「明治十五年公文録」陸軍省八月全、廿四、国立公文書館蔵）と定められており、この布告が憲法制定後においても有効（実は太平洋戦争開戦まで適用されている）である以上、天皇大権の発動としての宣戰布告権とは無関係に、法的には政府に戦時認定権があつたのであつて、天皇には戦時認定権はなかつたとみるべきであろう。

第二は、藤村氏のいう「戦時恩給加算」、正確には従軍年加算の適用の問題であるが、これは藤村氏の誤解である。確かに明治二九年三月二六日大山陸相と西郷海相が末松謙澄内閣恩給局長に宛てて、日清戦争における従軍年加算方法についての照会を行い、同年四月一六日伊藤首相と恩給局との間で決定された軍人恩給法第二三条の加算方法に、朝鮮出兵事件の際の従軍者取扱いが定められている（「公文類聚」第二〇編・卷二十六・十三、国立公文書館蔵）。それは、「一 明治廿七年朝鮮国事件ニ依リ該國ニ派遣ノ軍隊及艦船ハ内地港湾出発ノ日ヨリ外国鎮戍ノ従軍年ヲ加算ス」とされており、藤村氏のいうようにその適用は明治二七年六月五日と認めることができる。だが、これは藤村氏のいうような大本営設置とは全く無関係な別の適用基準によるものであつた。すなわち、陸相・海相が提案した加算方法は、朝鮮出兵事件と日清事件とを区別させ、この第一項で前者を、第二項から第一〇項までを日清事件と台湾平定（澎湖島も含む）に関して定めたものであつた。そして、第一項での対象は実際の従軍者——この場合は大鳥圭介公使が帰任する際に従軍した海兵を指すものと思われる——に対するものであつて、大本営の動員とはかわりはないといえる。また、朝鮮出兵事件・日清戦争・台湾平定において適用された軍人恩給法第二一条一項の「外国戰ニ当リ出征軍ニ編入セラレ内国港湾ヲ出発シタルトキ」とは、必ずしも宣戰布告を伴う戦争のみを指すものではない。それは、同法適用が戦時認定の理由にはならないことを示している。この問題については別稿で述べているので、ここでは詳細な説明は省略した。

第三は、藤村氏が軍人恩給法の適用という国内法的問題を根拠に論及するならば、それに最もかかわりのある従軍者・動員者等の給与の問題を考えるべきではなかろうかという点である。出征者（国内も含む）給与の問題についても、別稿（「朝鮮出兵事件と海外出兵体制の形成」・「日清戦争における戦時体制の形成」、前出）で述べているので詳細は省略して結論だけを

指摘するに留めるが、朝鮮出兵事件に關する給与として定められた陸海軍臨時給与規則の始期は、六月五日ではなく同一日であつた。もし、藤村氏が国内法適用を戰時認定の判断材料とするならば、それに最も関係の深い臨時・戰時給与規則の制定問題を考えるべきではなかろうか。以上の点から、大本營設置を基準とする考え方は、再検討すべきではないかと思われる。

(27) 明治二七年六月三日付大蔵大臣渡辺国武上奏書、大蔵省用一三行×2茶野紙一枚に墨書、「官房秘第一六三号」の朱印（但し、番号数字は朱筆）、「公文類聚」第一八編・卷二十三・廿八、国立公文書館藏。

(28) 内閣總理大臣伊藤博文宛明治二七月六月三日付大蔵大臣渡辺国武願書、大蔵省用一三行×2茶野紙一枚に墨書、「官房秘第一六二号」の朱印（但し、番号数字は朱筆）、同上。

(29) この壬午・甲申事件については、別稿を用意してあるのでそれを参照されたい。

(30) 太政大臣三條実美宛明治一五年八月七日付海軍卿川村純義上請書、海軍省用一三行×2茶野紙一枚に墨書、「普第二〇二五号ノ三」と「『第一局第三七号』八月七日」の朱印（但し、番号数字は朱筆）、「明治十五年公文錄」海軍省八月全、国立公文書藏館。

(31) 前註上請書添付書類、海軍省用一三行×2茶野紙三枚に墨書、同上。なお、ここには日進・天城・迅鯨各艦の分も概算が合せて記されており、この四艦合計概算額は一六八、三三二円六八錢となっている。

(32) 早川千吉郎は、明治二七年一月現在大蔵省大臣官房第一課秘書官で、六級正七位であつた（『改正官員錄』明治二七年一月甲）。

(33) 柴田家門は、明治二七年一一月現在内閣秘書官で、六級正七位であつた（同上）。

(34) 柴田家門宛明治二七年六月三日付早川千吉郎書翰、美濃紙に墨書、「公文類聚」第一八編・卷二十三・廿八、国立公文書館藏。

(35) 明治二七年六月四日付閣議書、内閣用閣議提案朱野線用紙一枚に墨書、首相・各大臣（但し、井上馨内相欄には芳川顯正法相が代行し、井上毅文相は欠）・内閣書記官長・同書記官柴田家門の署名又は花押乃至朱印がある。なお、この閣議書には右欄外に「大甲七四」の朱筆と上欄外に「秘」が朱筆されている。同上。

(36) 明治二七年六月四日付内閣總理大臣伊藤博文上奏書、内閣用一〇行×2朱野紙一枚に墨書、「可」の朱印、同上。

(37) 井上馨内相が転地療養のため、明治二七年五月二日より芳川顯正法相が臨時代理に任命（「井上内務大臣転地療養ノ為メ請

暇三付司法大臣芳川頤正ニ臨時代理被命ノ件」、「明治二七年 任免五月 九」、国立公文書館藏)され、同年六月一五日まで兼狂(「芳川頤正司法大臣内務大臣解任ノ件」、「明治二七年 任免六月 十」、前掲)していた。

(38) 明治二七年六月四日付大蔵大臣渡辺国武上奏書、大蔵省用一三行×2茶野紙一枚に墨書、「公文類聚」第一八編・卷二十三・廿九、国立公文書館藏。

(39) 内閣總理大臣伊藤博文宛明治二七年六月四日付大蔵大臣渡辺国武願書、大蔵省用一三行茶野紙一枚に墨書、「官房秘第一五六号」の朱印(但し、番号数字は黒墨筆)、同上。

(40) 明治二七年六月四日付閣議書、内閣用閣議提案朱野線用紙一枚に墨書、署名等については、註(36)と同じ。「大甲七五」の朱筆。なお、この閣議書にも上欄外に「秘」が朱筆されている。同上。

(41) 前註閣議書に朱筆。

(42) 明治二七年六月四日付大蔵大臣渡辺国武上奏書、大蔵省用一三行×2茶野紙一枚に墨書、「公文類聚」第一八編、卷二十三・三十一、国立公文書館藏。

(43) 内閣總理大臣伊藤博文宛明治二七年六月四日付大蔵大臣渡辺国武願書、大蔵省用一三行×2茶野紙一枚に墨書、同上。

(44) 明治二七年六月五日付閣議書、内閣用閣議提案朱野線用紙一枚に墨書、署名・花押・朱印は、首相・各大臣(但し、内相は法相が代行し、文相は欠)・内閣書記官長・同書記官柴田家門となつてゐる。この閣議書にも上欄外に「秘」が朱筆されている。同上。

(45) 同上、「明治廿七年六月五日」の朱書と「山田」の朱印、この山田とは属二級の山田秀俊のことと思われる(『改正官員録』明治二七年一一月甲、前掲)。

(46) 明治二七月六月五日付内閣總理大臣伊藤博文上奏書、内閣用一〇行朱野紙一枚に墨書、同上。

(47) 大蔵大臣渡辺国武宛明治二七年六月五日付海軍大臣西郷従道請求書、内閣用一三行朱野紙一枚に墨書、「公文類聚」第一八編・卷二十三・三十、国立公文書館藏。

(48) 明治二七年六月五日付大蔵大臣渡辺国武上奏書、大蔵省用一三行×2茶野紙一枚に墨書、同上。

(49) 内閣總理大臣宛伊藤博文明治二七年六月五日付大蔵大臣渡辺国武願書、大蔵省用一三行茶野紙一枚に墨書、同上。

(50) 『明治廿七八年日清戰史』第一卷、前掲、一二〇頁。

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

- (51) 同上、一二〇頁～一二一頁。
- (52) 「朝鮮國派遣中ノ軍艦乗員ニ海軍臨時給与規則ニ依ル給与ノ始期ヲ定ム」、海軍省達第九〇号、「公文類聚」第一八編・卷十二、四十、国立公文書館蔵。
- (53) 明治二七年六月五日付閣議書、内閣用閣議提案用紙一枚に墨書、同書中の署名・花押・朱印は、首相・各大臣（但し、内相は法相が代行し文相は欠）、内閣書記官長・同書記官柴田家門・同多田好問となっている。「公文類聚」第一八編・卷二十三・三十、前掲。
- (54) 明治二七年六月五日付内閣總理大臣伊藤博文上奏書、内閣用一〇行朱署紙一枚に墨書、同上。
- (55) 「明治廿七年六月五日」の朱書と「山田」の朱印。
- (56) 明治二七年六月六日付大藏大臣渡辺国武上奏書、大藏省用一三行×2茶署紙一枚に墨書、「公文類聚」第一八編・卷二十三・三十三、国立公文書館蔵。
- (57) 同上。
- (58) 内閣總理大臣伊藤博文明治二七年六月六日付大藏大臣渡辺国武願書、大藏省一三行茶署紙一枚に墨書、同上。
- (59) 明治二七年六月六日付閣議書、内閣用閣議提案朱署紙一枚に墨書、この閣議書中の署名・花押・朱印は、首相・各大臣（但し、内相は法相が代行、文相と黒田清隆・逓相は欠）・内閣書記官長・同書記官柴田家門がある。なお、この閣議書には「秘」が記されていない。同上。
- (60) 同上。「明治廿七年六月六日」の朱筆と「山田」の朱印。
- (61) 明治二七年六月六日付閣議書、内閣用閣議提案朱署紙一枚に墨書、この閣議書中の署名・花押・朱印は、首相・各大臣（但し、内相は法相が署名しているが「代」を記していない、文相・逓相が欠）、内閣書記官長・同柴田家門である。同上。この陸軍の出兵経費総額一五九万二〇七七円四一錢は、二三万四六九三円四八錢七厘を第二予備金の現在高より、残りの一三五万七三八三円九二錢四厘を国庫剩余金より支出されることとなつた。結局、朝鮮事件費の第二予備金支出分の特別財源及び国庫剩余金の支出更正高は、海軍省が二一万四〇一八円八二錢四厘、陸軍省が一六三万三一五八円二八錢二厘、内務省が四四三円で、総合計は一八五万一六一〇円一〇錢六厘となつた（明治二七年九月一七日付大藏大臣渡辺国武閣議提案書、大藏省用一三行×2茶署紙一枚に墨書、「公文類聚」第一八編・卷二十三・六、国立公文書館蔵）。なお、朝鮮出兵事件における

軍事費の財源は、国庫剩余金でも補うことが到底不可能となつたことから、その後八月一三日に発せられた勅令第一四三号で「朝鮮事件ニ関スル経費支弁ノ為メ政府ハ特別会計ニ属スル資金ヲ繰替使用シ借入金ヲ為シ及ヒ公債ヲ募集スルコトヲ得」（前掲、『法令全書』第二七巻ノ二、三一〇頁～三一一页）と、「財政上緊急処分トシテ」（明治財政史編纂会『明治財政史』第二卷、丸善、一九〇四年、二頁）規定したのであった。

(62) 大蔵省編纂『明治大正財政史』第一巻、経済往来社、一九五五年、一三〇頁。

(63) 日清戦争における財政問題については、別稿を用意してあるのでそれを参照されたい。

(64) 政府は臨時軍事費が「軍事ノ進行如何ニ依リ金額事項ノ変動極リナク財政経画上困難渺ナカラサル廉」（伊藤博文首相宛明治二九年三月三一日付渡辺国武蔵相閣議提案書『明治財政史』、前掲、三三頁）をもって、その手続きを次のように内定した。大本営ニ於テ動員並ニ軍隊艦船ノ發著特設部隊ノ編成若クハ防備ノ諸計画ニ付実行ノ上裁ヲ請フニ方テ之ニ要スル費途ノ支出準備ノ為メ陸海軍各主務大臣ハ其経費ヲ概算シテ大蔵大臣ニ移ス

大蔵大臣ハ之ニ対シ支出ノ考案ヲ備ヘ内閣総理大臣ニ申告ス

内閣総理大臣ハ大蔵大臣ノ申告シタル考案ヲ承認スルトキハ之ヲ陸海軍各主務大臣ニ通告シ陸海軍大臣ハ之ヲ參謀総長ニ移シ上裁ノ手続ヲ為サシム

（同上、二七頁）

これによつて、軍隊の行動を支える一つである財政的処置は、かなり円滑に進展するようになった。

(65) 中田敬義は「伊藤公ハ初メカラ戦争スル迄ノ心ハナカヅタ。ソレデ何處迄モ親善的ニ、両国カラ共同委員ヲ出シテ朝鮮ノ内政改革ヲヤラウデハナイカトイフコトニ閣議デ決定シタ」（中田敬義氏述『日清戦争ノ前後』、昭和十三年十月、特輯第一号、秘、外務省調査部第一課、三丁）と述べているが、こうした拡大した考えが通説化した例といえよう。

(66) 信夫清三郎氏の『陸奥外交』（前掲）参照。

(67) 藤村、『日清戦争』、前掲、九六頁～九七頁。

(68) 例えば、六月三日の海軍軍艦派遣経費支出についての伊藤首相宛願書（註28参照）には、「追テ海軍大臣第二予備金支出請求計算書ハ御裁可相俟候ハ、御返付有之度候也」と記されていることから、閣議提案書には詳細な計算書が添付されていたことがわかる。その計算書は、同文書には大蔵省へ返付されたためこの「公文類聚」には綴られてはいないが、明治一五年に朝

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

鮮へ派遣された広島鎮台歩兵第一一聯隊第一大隊の半隊に関する分遣兵諸費の計算書をみる限り、人件費だけでも階級別人員の他に軍医・軍吏等の人員までが詳細に記されている（「朝鮮國分遣歩兵半大隊額外諸費概算調」、陸軍省用一三行×2赤罫紙二枚に墨書き、「明治十五年公文錄」陸軍省十二月全、国立公文書館蔵）ことから推測しても、添付計算書には具体的兵員の実数が記されていたと考えられる。

(69) 『後は昔の記』、前掲、七八頁。

(70) 『日清戦争ノ前後』、前掲、四丁。

(71) 『陸奥宗光宛明治二七年六月三日付伊藤博文書翰、「陸奥宗光関係文書」一〇一-61、国立国会図書館憲政資料室蔵。』

(72) 朴氏は「朝鮮政府の要請なしに、一方的に大部隊を出兵させた日本は、その正当化のために二つの条約を盾にとつていた」（『日清戦争と朝鮮』、前掲、一六頁）と、日本の出兵の法的根拠とのかわりから述べている。朝鮮を無視した従来の研究を厳しく批判している朴氏としては、大鳥公使の帶兵帰任が日本の出兵であると考えられていることであろう。事実、他の箇所では大鳥帶兵帰任に対する朝鮮政府の対応を詳しく述べ日本の不當性を厳しく批判している。であるとすると、この朴氏の指摘は不適当であると思われる。日本の行文知照は、決して混成旅団派遣のための外交行動ではなく、大鳥公使の帶兵帰任に対するものであった。この前提を見落すと、何故清国の動向を熟知しきれていないうちに出兵を依頼されてもいない日本が、一方的に出兵通知を発したのかが理解できなくなるのではないかろうか。また、日本政府が清国への行文知照を六月五日に決定していくながら、その通知を翌日に発しさらに清国政府への通告を翌日の七日に行つた理由（後述）も解明することができないのではないか。

(73) 『日清戦争の研究』、前掲、一二二頁～一二三頁。俗説論については、前註（13）を参照。

(74) 松下、『日清戦争前後』、前掲、一二三頁。

(75) 拙稿「日清戦争における外交政策と戦争指導」参照。

(76) 『後は昔の話』、前掲、二五八頁。

(77) 德富、『陸軍大將川上操六』、前掲、一一三頁。

(78) 松下、『日清戦争前後』、前掲、一一四頁。

(79) 德富、『陸軍大將川上操六』、前掲、一二七頁。

説

大鳥公使が海軍陸戦隊六〇名余と警察官二〇名を帶同して、軍艦八重山にて任地朝鮮国に向け横須賀を出港した⁽¹⁾六月五日、「法の誤用」ともいう戦時大本営条例の発動によって、参謀本部内に大本営が設置されるとともに、同日午後四時広島の第五師団に動員令が発せられた⁽²⁾。第二次出兵の準備が開始されたのである。

この六月五日、陸奥外相は清国政府への出兵通告と通告文案を閣議に提出した⁽³⁾。陸奥外相が閣議に提出した通告文の原案草稿は、次のものであった。

明治廿七年六月五日 起草

同^(註A) // 年々月々日 発遣

大臣^(註C)

主任^(註D)

光

政務局^(註F)

次官^(註E)
印

印 敬義

(80) 同上、一四〇頁。

(81) 田保橋、『日清戦役外交史の研究』、前掲、九〇頁、『明治廿七八年在韓苦心録』、前掲、四頁～五頁。

(82) 信夫、『陸奥外交』、前掲、一三二頁。

(83) 『後は昔の記』、前掲、二五〇頁。二、の註(22) 参照。

五、清国政府への出兵通告

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

伊藤内閣總理大臣

陸奥外務大臣

今般朝鮮國江兵員派遣ニ付テハ明治十八年締結ノ天津條約第三款ニ依リ（先ツ）清國政府江行文知照致候事必要ニ付左記ノ通在北京小村臨時代理公使ヲシテ清國總理衙門江照会セシメ候様致度候其文左ノ如シ

明治十八年四月十八日（^{補註H}両国政府ニテ）締結ノ約書ニ遵ヒ左ノコトヲ貴王大臣ニ知照スベキ旨（^{補註I}唯今）本国政府ヨリ（ノ）訓令ニ接セリ

朝鮮國ニ於テ変乱重大ノ事件有之帝国兵員ヲ同國江派遣スルノ必要有之候ニ付帝国政府ハ帝国兵員ヲ同國江派遣ノ筈ニ有之候也
右至急閣議ニ提出候也

（4）

（註A）年月日の数字のみ黒墨筆で他は薄茶インクで印刷したもの。

（註B）年月日の「々」の印は朱筆で他は薄茶インクで印刷したもの。

（註C）「大臣」は朱印、「光」は陸奥外相の黒墨による署名。

（註D）「主任」は朱印、署名又は朱印はない。

（註E）「次官」は朱印、印は「林董」と彫られた林外務次官の朱印。

（註F）「政務局」は朱印、印は「栗野慎一郎」と彫られた栗野政務局長の朱印、「敬義」は中田敬義秘書課長の黒墨による署名。

（註G）黒墨にて右欄外に曲線を附して「先ツ」を補足したもの。

（註H）黒墨にて右欄外に曲線を附して「両国政府ニテ」を補足したもの。

（註I）黒墨にて右欄外に曲線を附して「唯今」を補足したもの。

(註 J) 黒墨にて「リ」「訓」の間の右横に「ノ」を記したものであるが、補字であるのか原案起草中のものであるのかは不明。

ここから、清国政府—清国総理衙門への出兵通告案と通告文案は、外務省政務局の栗野慎一郎政務局長と中田敬義政務局兼勤秘書課長が、明治二七年六月五日に起案し、同日陸奥外相と林次官の決裁を受けて、直ちに内閣に送られたものであったことがわかる。この文書は、まず天津条約第三款の規定に従い小村寿太郎清国駐劄臨時代理公使を通じて清国総理衙門へ「照会セシメ候様致度」と、行文知照=出兵通告を行うことについての承認を求めるとともに、その照会文=通告文の承認を求めたものであった。

陸奥外相から提案された清国政府への出兵通告の件について、政府は同日すなわち六月五日の閣議において検討を行ない、陸奥外相の提案通り承認⁽⁵⁾するや直ちに伊藤首相によって上奏⁽⁶⁾され即時裁可されるや、陸奥外相に同日左記のようにその旨が通牒された。

(註 A)
〔内閣一批第八号〕

(註 B)
明治二十七年六月五日親展第六六号

朝鮮國ニ兵員派遣ニ付清国総理衙門ニ照会ノ件請議ノ通り上奏裁可ヲ経タリ

明治二十七年六月五日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

(註 C)
印

(7)

(註 A) 「内閣批第一号」は朱印、番号数字は黒墨筆されたもの。

(註 B) この「明治二十七年六月五日親展第六六号」は朱筆されたもので、それは註(4)の文書を指している。

(註 C) 「内閣總理大臣之印」と彫られた朱印。

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

伊藤首相は、陸奥外相の閣議請議に対し、提案された六月五日に閣議決定・上奏・裁可・通牒という、全ての手続きを完了させていたのである。

ここでいう天津条約第三款による行文知照とは、「照会文之事に可有之候へとも、電信も行文之一種と解し而可然歟」⁽⁸⁾と、朝鮮国に軍隊を派遣する際の日清両国における法的手続きを定めただけのものと認識されていた条項のことである。すなわち、日本が主張した出兵の法的根拠は「日韓ノ関係ハ明治十五年済物浦条約第五款及ヒ明治十八年七月十八日高平臨時代理公使ノ知照ニ基因シ又日清ノ関係ハ明治十八年天津条約第三款ノ手続ヲ経テ出兵シタルモノ」⁽⁹⁾というものであった。

こうして、天津条約第三款による朝鮮出兵に伴う条約上の義務である清国政府への行文知照に関する国内的手続きは、六月五日に行文知照文案の起草とその閣議への提出、閣議での決定と天皇への上奏、天皇の裁可と外相への通牒という、全ての処理が僅か一日間で完了していたのであった。ここでの国内的手続きの経過は、日本の出兵通告が如何に緊急的なものであったかをもの語るものである。その緊急性とは、大鳥公使の帰任に帯同するかたちで実行された第一次出兵が、その搭乗艦である八重山艦が横須賀を出港するという、事実としての出兵が直接の原因であることはいうまでもないが、さらにそれらが急がれた背景には清国軍の動向を知せる在外機関からの情報の入手があった。

北京駐劄小村寿太郎臨時代理公使が六月四日に北京から発した、

独逸公使内密ニ本官ニ告ケテ曰ク昨日受取リタル電信ニ因レバ兵士一千五百人山海関ニ於テ乗船セリト右ハ在芝罘二等領事ヨリ本官ヘノ電信ニ清國軍艦四艘仁川ニ向ケ派遣セラレタリトノ報告ニ符合スルモノト見做サルヘシ
との情報が、翌五日に入電していた。また、在天津荒川已次一等領事も、

御問合ノ清兵天津出発ノ件ニ付テハ何等聞込タル「ナシ然シ風説ニヨレバ直隸提督葉ハ山海關ヨリ朝鮮ヘ向ケ出發

(10)

ノ用意ヲ整ヘ居ル由ニテ其出発ハ多分數日内ニ在ルベシ其率ユル兵數ハ凡ソ二千人程ナルヘシト云フ (11) と、風説を基とした情報を六月五日に発信してきている。⁽¹²⁾さらに、在仁川能勢辰五郎二等領事も同五日電報を発し、⁽¹³⁾

清國軍艦待受ケノ為メ朝鮮國汽船二艘本日午前十時汚川牙山ヘ向ケ当港ヲ出帆スベシ

(14)

と、同五日に伝えてきていた。

こうした情報は、六月四日在京城杉村濬臨時代理公使の「昨日袁ノ本官ニ告ケタルトコロヨリ想像スレハ支那兵凡ソ一千五百人ハ直チニ威海衛ヲ發スルベキカ如シ」⁽¹⁵⁾や、荒川天津領事の、李鴻章が「朝鮮國王ニ於テ変乱ヲ鎮压スルコト能ハサル場合ニ於テハ國王ヲ援助スルコトニ決心シ居レリ」⁽¹⁶⁾との情報と合せて、かなり清國軍出兵に関する確度の高い推測がなされたものと思われる。勿論、これらの情報は発信者の違いや電文の違いこそあれ、その情報源が錯綜していることも考えられ、決して陸奥宗光のいう「電信ハ一日數回之ヲ接手」⁽¹⁷⁾したという程、正確で豊かなものではあつたとはいきれない。しかし、これらの中で葉志超直隸提督の行動を伝えた荒川電報や、清國軍艦の出港を伝えた能勢電報は、それぞれ六月五日に天皇に上奏され各大臣へも通知されていた。このことは、第一次出兵を実行しその通告文を発するための閣議決定に、かかる情報が如何に大きな役割を果していったかをもの語るものであろう。

こうしたなかで、政府は六月五日に出兵通告に関する手続をかなり緊急的に処理したのであるが、その外交的行動としての通告文の送付はこの五日には行われなかつた。出兵通告に関する外交行動は、陸奥外相より小村臨時代理公使に閣議で決定された通告文を発信することから開始されるが、この小村への電訓が発せられたのは翌六日の夜になつてからであつた。ここで、きわめて緊急的に行われた出兵通告に関する国内的処理でありながら、それが実行に移されたのが何故六日の夜であつたのかについて検討してみる必要があろう。

このことについて、陸奥宗光は、

當時朝鮮訂〔ニ〕（ノ）形勢ハ最早一日モ大鳥公使ノ赴任ヲ猶豫スル能ハサルモノアルヲ以テ余ハ清國政府ヨリ公然出兵ノ通知ヲ領収セシ日ニ先タツコト訂〔二〕（両）日即チ六月五日ヲ以テ大鳥公使ヲシテ軍艦八重山ニ搭シ横須賀ヲ出帆セシメタリ

（18）

と、大鳥公使帶兵帰任の理由を述べ、さらに出兵通告を発することを決定した背景と、そのことに関する陸奥外相が最も懸念していたことについて、

其後政府ハ六月四日京城發杉村臨時代理公使ヨリ同公使カ袁世凱ニ面會シタルニ朝鮮政府ハ愈々援兵ヲ清國ニ請ヒ清國政府ハ其請求ヲ容レ若干ノ軍隊ヲ朝鮮ニ送ルベシトノコトヲ確聞セリトノ電報ヲ落手シ又六月五日比ヨリ在天津荒川領事ヨリハ外務省へ公使館附武官神尾陸軍少佐ヨリハ參謀本部へ各々清國政府ガ天津ニ於ケル出師準備ノ模様ヲ電報シ或ハ清國軍隊若干ハ某ノ日ヲ期シ大沽ヨリ仁川ニ直航スベシト云ヒ或ハ直ニ山海關ヲ經テ陸行スベシト云ヒ又ハ軍需若干ヲ搭載シタル清國運送船ハ現ニ大沽ヲ出帆シツ、アリト云フ類ノ電信ハ一日數回之ヲ接手シ殊ニ在北京臨時代理公使小村壽太郎ヨリモ清國政府ハ愈々朝鮮國ニ出兵ノ議ヲ決シタル模様確実ナリトノ電報ニ接セリ故ニ我政府ハ朝鮮政府ガ其ノ内乱ヲ鎮壓スル能ハズシテ外援ヲ清國ニ請ヒ清國政府ハ時機ヲ失ハス出師準備ヲ為シ居リ或ハ既ニ多少ノ軍隊ヲ派出シタルヤモ計ラレズトノ事実ハ最早毫モ疑ヲ容レザル所トナリ我ニ於テモ之ニ對シヒ果シテ其朝鮮派兵ノ事ヲ我国ニ行文知照スルヤ否ヤ或ハ清國ハ今回ノ出兵ハ全ク朝鮮國王ノ請求ニ依ルト云フ口実ヲ設ケテ天津條約ノ規定ヲ遵守セシシテ恣ニ出兵ヲ行フヤノ事実ヲ確メントシタリ勿論清國政府ガ天津條約ニ從ヒ其朝鮮ヘ派兵スルコトヲ我政府ニ行文知照スルト否トニ關セス苟モ清國政府ニシテ朝鮮國ニ軍隊ヲ派出スルコト確実ナル上ハ我モ亦朝鮮ニ於ケル日清權力ノ平均ヲ保持スルガ為メニ相當ノ軍隊ヲ同國ニ派出スルコト勿論ナリト

ハ既定ノ廟算ナレトモ同時ニ我ハ常ニ被動者ノ地位ニ立タンコトヲ欲スルノミナラス暫ラク清國政府ガ果シテ天津
條約ニ對シ如何ナル針路ヲ執ルヤヲ確知スル訂〔ニ〕（ヨ）ト甚タ必要ナリトシ日夜清國ヨリ行文知照アルヤ否ヤヲ
待居タリ

(19)

と記している。

この段階における陸奥外相の考えは、清国兵の派遣準備を知るなかで戦略的に不利な状況を少しでも補う必要から、清国政府よりの「公然出兵ノ通知ヲ領収」する前に大鳥公使に帶兵させて帰任させるという第一次出兵を強行し、さらに在外機関よりの清国軍の動向に対する「一日数回」にのぼる情報に接しながら、「果シテ其朝鮮派兵ノ事ヲ我国ニ行文知照スルヤ否ヤ或ヘ清國ハ今回ノ出兵ハ全ク朝鮮国王ノ請求ニ依ルト云フ口実ヲ設ケテ天津條約ノ規定ヲ遵守セシテ恣ニ出兵ヲ行フヤノ事實ヲ確メン」として、「日夜清國ヨリ行文知照アルヤ否ヤヲ待居タリ」というものであった、としている。確かに、天津條約の規定に従つて清国政府が行動するのであるか、またこの朝鮮事件における清国軍の派兵が天津條約で定められた行文知照義務に該当するのであろうか、といった問題に対する判断にはかなりの迷いがあつたものと推測される。そうしたなかで、一方で清国軍の派遣の情報が、他方で大鳥公使帰任と帶同させるかたちでの第一次の朝鮮出兵が、それぞれ進行していたのであつた。仮に、陸奥外相が推察したように清国政府が朝鮮国王の要請に従い朝鮮への出兵を行うものとして、それが天津條約による行文知照義務に該当しないものと解釈した場合であつても、日本の出兵は清国軍の派遣の事実も朝鮮政府よりの派兵要請も全くないままのものであつた以上、日本政府はこの天津條約の行文知照義務に従つてそれを実行しなければならなかつた。

しかし、日本の出兵の始期を、軍令に基付き兵備を整えて内国港湾を出港し一路相手国に向つて出発した段階を指すものと仮定したならば、その始期は最終的に内国港湾を出港した時期に求めなければならない。この仮定を前提と

して明治二七年第一次朝鮮出兵をみるならば、大鳥公使に帶同した兵員が搭じた軍艦八重山は確かに六月五日午後四時過に横須賀港を出港していたが、同艦は翌六日夜の八時過ぎに一度神戸港に入港して石炭を積込み、同一二時半に同港を出港して一路仁川に向けて航行したことから、厳密には第一次出兵は六月七日午前〇時三〇分ということになる。勿論、軍令に基付いて兵備を整え横須賀を出港していることから、八重山艦に乗艦していた兵員や巡査及び外務省参事官本野一郎⁽²¹⁾などの派遣手当金の支給は、この段階から開始されるものと解釈すべきであろう。ただ、この問題は派遣手当としての加俸という純粹に国内法の適用問題であることから、外交や国際法とかかわった出兵そのものの問題とは、同一に論ずることはできない。

このようなことを前提として考へるならば、第一次出兵に伴う外交行動は六月五日の閣議決定以降神戸港出発までの一日間以上の時間的余猶があつたとみることができる。八重山艦が横須賀出港後、一度石炭を補給しなければならないという事情について、政府が全く知らなかつたとは考えられないことから、政府は一日以上の時間的余猶があることを承知で、意識的に六月五日の閣議で出兵通告に関する議案を決定したことになる。

それでは、何故に六月五日に閣議決定されたのであろうか。それは、(一)に清国政府と清国軍の動向に対する分析に誤りがあったこと、(二)に大鳥公使一行の横須賀出港が事実上の出兵として認識していたこと、(三)に清国政府は行文知照をするであろうと判断していたこと、等によるものであつたと考えられよう。(一)の点は、この朝鮮出兵事件を通じて表面化していく、日本の清国・朝鮮への情報と分析の甘さや誤りと同一のものである。清国や朝鮮からの情報のなかで、どの情報がこの出兵にかかる決定に重大な影響を及ぼしたものであるかは不明であるが、前掲の電報の他に六月四日に接受され同日上奏された「清國軍船ハ六月三日夜二艘六月四日午後二艘仁川ニ向テ威海衛ヲ解纜セリ兵士派遣ノ事ハ分ラス」⁽²²⁾とした在芝罘伊集院彦吉一等領事の電報や、同四日に接受され即日各大臣へ通知され、翌五日

に上奏された「袁世凱ヨリ書記官ヲ以テ告ケテ曰ク清國兵士ハ多分天津ヲ發シタリ而シテ右兵士へ忠清道酒川ヨリ上陸スペシト」⁽²³⁾と伝えた杉村濬電報が、出兵通告に関する閣議提案及び決定に大きな影響を与えたものであると推察されよう。

情報入手の際、それがどの程度政策の決定に影響を与えたかを推測するには、その情報の処置のされ方をみることが必要であろう。既掲の六月四日から五日にかけて接受した電報のうち、六月四日接受の杉村電報、翌五日の荒川電報と能勢電報がそれぞれ天皇へ上奏され各大臣へ通知され、同四日の伊集院電報が即日上奏されていた。だが、これらの電報は内容的には清國軍の動きや清國政府の動向を詳かに伝える内容をもつたものではなかったことから、それを有力な判断材料の一つとした六月四日・五日段階での政府の決定は、きわめて不確実なものであったことがわかる。

(二)の点では、大鳥帶兵帰任の事実を可能な限りは秘密にしておきたいとする政戦略的要件よりも、横須賀出港が事実上の天津条約で定められていた該当事項であるとの判断が優先され、通告を引延す時間的余裕はほとんどなかったものと思われる。前述のように、厳密には神戸出港を出兵始期と看做することは理論的には可能ではあっても、歐米列強の従属下における外交政策としてはきわめて不利な状況を自ら作り出す可能性がある。その意味では、延引の時間的余猶はなかつたとみる方が自然であるように思われる。

(三)の点では、陸奥宗光が語っているように、出兵の行動と出兵通告の決定を行つていながらも、「日夜清國ヨリ行文知照アルヤ否ヤラ待居タリ」と、清国政府の動きに注目していたとみるべきであろう。

このように、一方で出兵を実行し、他方でそのための条約上の履行義務を遂行するための国内的処理を済せながら、「我ハ常ニ被動者ノ地位ニ立タンコトヲ欲」して清国政府の行文知照を待つことになった。しかし、この朝鮮出

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

兵にかかる立場は清国政府のそれと比べて基本的な違いがあった日本政府にとって、事実のみの進行はこれ以上の猶余を与えるものではなかった。このため、六月六日伊藤首相は事態の重要さ、すなわち条約義務不履行による国際政治上の責任問題を痛感したことから、陸奥外相に次の書翰を送ったのである。

清國之拳動已得分明候上ハ同國公使之不待公文知照今晚ニモ北京江御発電我ヨリモ出兵之事御通知被成度候

為其

六月六日夜

博文

外務大臣殿

(24)

この書翰から、陸奥外相が出兵通告文を発しなかったのは清国政府からの通告文を待っていたことにあつたことがわかる。そして、この書翰が六月六日の夜に草されて、即日陸奥外相に送られたことから、同六日の一日を猶余として清国政府よりの通告文を待っていたといえよう。しかし、大鳥公使一行を搭せた八重山は、六日の夜半には神戸を出港するとみられることから、同日中には日本政府の通告文を発せなければならなかつた。こうした伊藤首相の判断と指示とによって、陸奥外相は直ちに清国政府への出兵通告を発信する準備をはじめたのであつた。少くとも、この一日の猶余とその中断とそれによる決行とは、全て伊藤首相の指示又は了解の下で行われたものであつたといえる。この日の夜、すなわち六月六日夜に陸奥外相は京城の杉村臨時代理公使より、次の二通の電報を受取つてゐる。

それは、

電信訳文 明治廿七年六月六日午前十時二十五分着
（註2）印
（註1）
午後九時五十分着

印^(註3)

東京 陸奥

昨晩清國軍艦二艘仁川ニ入港セリ但シ兵員ハ乗込ミ居ラズ米國軍艦モ亦タ入港セリ

京城 杉村

(25)

(註1) 栗野慎一郎政務局長の長方円の朱印。

(註2) 「報」を黒墨丸にて削除して「信」に訂正したもの。

(註3) 佐藤愛麿電信課長の正方形の朱印。

と四日・五日に接受していた清國軍艦の動きに対する情報が、確かなものであつたことを裏付けるものであつた。この電報文は、さらにアメリカの軍艦の動向をも伝えていたことから、歐米列強国の動きに注意しながら外交行動を立案する外交政策の立場を顕著に表わしたものもあるといえよう。この電報が入手される直前、陸奥外相は次の杉村電報を受取っていた。

電信訳文^(註1) 明治廿七年六月六日午前十一時二十分発
印^(註2)
印^(註3)
印^(註4)

東京 陸奥

京城 杉村

六月五日在京城清國領事ハ公州ヘ在仁川同國領事ハ牙山ヘ清国人三十名馬百頭ヲ率ヒテ出張セリ朝鮮官吏數名モ亦
タ清國兵ヲ迎ル為メニ牙山ヘ出張セリ

(26)

(註1) 「栗野慎一郎」名の朱印。
(註2) 「報」を黒墨丸にて抹消し右横に「信」を記して訂正。

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

（註3）右横に訂正線を付し「明治」を記して補足している。

（註4）「佐藤愛麿」名の朱印。

この電報は、在朝鮮清国領事の行動や朝鮮国官員の動きを伝えたものであるが、それは近日中に清国軍兵員が牙山に上陸するであろうとする予測を確かなものとする情報であった。

これら二つの電報訳文は、接受後直ちに天皇へ上奏されるとともに各大臣と山県有朋枢密院議長・川上操六参謀本部次長へも通知されている。この杉村電報と先の伊藤書翰との関係は不明であるが、伊藤書翰からはかかる清国軍の動静を知り得ていたとみられる記述があることから、杉村電報の方が先に陸奥外相に送られたとみる方が妥当のように思われる。ここで注目されるのは、この電報文の取扱い方であろう。両電文とも、それぞれ上欄外に「上奏済」と「各大臣」「枢密院議長」「参謀本部次長」「落」が朱筆されていることから、この電報が出兵通告文発送決定に大きな役割をはたしたものであつたことと、出兵指導が政府・枢密院・参謀本部の一体化によって行われたことを示している。このことは、朝鮮出兵指導、日朝清戦争指導を考える上で、きわめて重要な意味を持つていていといえよう。

さらに、陸奥外相が神戸港碇泊中の八重山艦に乗船していた大鳥公使に宛てて、六月六日午後一一時六分に発信した電報⁽²⁷⁾のなかで、清国公使よりの発言として清国政府が同國の出兵に関する通知を、翌七日の正午頃までに日本政府に発する旨を伝えていることから、同夜に「同國公使之不待公文知照」という危惧が解消されていたことがわかる。まさに、この一日余の猶余が外交政略上被動者的立場の体裁をかろうじて維持させることになったといえよう。

こうした伊藤首相の指示や陸奥外相の判断、在外先機関からの情報と汪鳳藻清国公使よりの申し入れなどから、陸奥外相は同夜直ちに六月五日の閣議で決定した通告文を小村寿太郎臨時代理公使へ電訓すべく、その準備作業を開始したのである。小村への電訓案とは、次のものであった。

(註A) 明治廿七年六月六日 起草
(註B) 同 (註C) ハ年ハ月ハ日夜發遣

(註D)
主任

(註E) 大臣 承知
(註F) 政務局

敬義

説

(註G)
次官

伊藤内閣總理大臣

陸奥外務大臣

(註H)
親展無号

論
朝鮮國エ出兵ノ義ハ過日閣議決定ノ通今夕在北京小村臨時代理公使エ電訓ヲ發シテ直チニ清國政府エ知照セシメ
候右及具報候也

(註A) 朱印によるものであるが、年月日数字は黒墨筆されたもの。

(註B) 朱印によるものであるが、年月日の「ハ」の記号は黒墨筆されたもの。

(註C) 左横に、修正指示曲線を記して黒墨筆にて「夜」が補足されている。

(註D) 朱印によるものであるが、署名・押印はない。

(註E) 「大臣」は朱印、「承知」は黒墨筆による。

(註F) 「政務局」は朱印、「敬義」は中田秘書課長の黒墨筆による署名。

(註G) 「次官」は朱印、「林董」と彫られた林外務次官の朱印。

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政策的検討（下）

（註H）「親辰無事」は朱筆されたもの。

陸奥外相は、閣議決定の翌日（六日）の夜に小村臨時代理公使に出兵通告文を電報にて送るとともに、この小村への電訓の件について、同日夜伊藤首相へも具報したのである。この出兵通告文送付については、やむに同日夜伊藤首相の具報文とほぼ同じ文面の通知文を、山県有朋枢密院議長と川上操六参謀本部次長（大本營幕僚參謀宛ではなし）にも送っている。⁽²⁹⁾ いれらは、清国政府への出兵通告が如何に重大な外交行動であったかをうかがわせるものである。前掲の伊藤首相宛の具報は、「六月六日此写ヲ徳大寺侍従長ニ送付シテ執奏ヲ依頼ス」と、天皇へも知らされていた。⁽³⁰⁾ かかる、日本政府の緊張した姿を見ることができよう。

六月六日の夜半、陸奥外相は清國總理衙門へ通知する出兵通告文とそれに関する命令を北京駐在小村寿太郎臨時代理公使に送付するとともに、李鴻章への通告を在天津領事荒川口次に訓令⁽³¹⁾した。また、在仁川領事能勢辰五郎と在京城杉村濬朝鮮臨時代理公使へは、「Notice of despatch of troops has been made to Chinese Government, and besides the 300 marines, more troops may follow.」と訓令⁽³²⁾を出し、杉村くせりおどせりと「See 脅弁交渉通商事務 and tell him the fact of our despatching troops to Seoul according to treaty of 明治十五年. Don't tell him of member of troops.」を付加えた訓令を発している。⁽³³⁾ 陸奥外相は、日本が清国政府に行う行為の件を朝鮮政府に知らしめんことを命じねんと、取敢へず大鳥公使帰任の際には小規模な海軍陸戦隊を派遣し、その後に大規模な兵員の派遣を行うことを因えていた。その際、やむにその派遣兵力についてとは、朝鮮政府には秘密にある様命令していた。

ハリヤ注田やれるのは、陸奥外相は派遣する陸戦隊の兵力を、実際には四八八名余であったのを三〇〇名としてしまつてゐる点である。これは、陸奥外相自身がハリの段階で知り得た帶同海兵の員数の情報が、概算で三〇〇名余で

しかないという程度のものであつたことに原因していると思われる。それは、実際に内地から大鳥圭介公使が搭乗した軍艦八重山に乗船して朝鮮に派遣されたのは、巡査二〇名と僅か六〇名余の兵士でしかなかつたからであり、それ以外は朝鮮海域や仁川・釜山に集合していた海軍軍艦乗員から、臨時に陸戦隊を編成し大鳥公使に帯同して京城に侵出する計画であつたからにほかならない。つまり、この段階では実際に何隻の軍艦から何人の陸戦隊要員を派遣することが可能である——そもそも大鳥公使の上陸予定地である仁川に、何隻の軍艦を集結させることができあるかが基本的問題であった——かについては、まだ海軍側すら確定しきれていなかつたのであつた。そのため、陸奥外相が杉村臨時代理公使や能勢領事に送つた電文と、実際に派遣された兵員数とに大きな食違が生れることになつた。⁽³⁴⁾

また、横須賀を出港し神戸港に入港していた八重山艦の大鳥公使へも、「清国政府出兵ノ通知ハ明日正午頃マデニナスベシト清国公使言ヘリ我政府ヨリノ通知ハ明日中ニナス筈ナリ又支那兵千五百余ターケーヨリ今朝出帆スペシトノ風説アリト荒川ヨリ報知アリ又広島ノ陸兵ノ一分ハ多分九日ニ出帆スペシ」⁽³⁵⁾と伝えている。ここから、先遣隊と後続の本隊とを分けて行うという、混成旅団の派遣方法がすでに決定していたことがうかがえよう。

このように、日本政府は外務省の出先機関に対する電訓によって、天津条約第三款による行文知照を行う準備を六月六日迄に完了させていたのであつた。あとは、小村代理公使や荒川領事が通告電報を受け取り、訓令通り直ちにそれを清国総理衙門や李鴻章に通知するだけとなつた。その意味では、この出兵通告という外交行動は、すでに六月六日に開始されることになり、翌七日がその執行日ということになろう。こうした外交処置は、大鳥公使が京城に帰任する際に帶同した海兵の朝鮮國領土への上陸と首都京城への侵入を、「出兵」と認識した上でのものであつたためといえよう。

翌七日、陸奥外相の出兵通告文とそれへの訓令を受け取つた小村臨時代理公使は、「六月七日接到命ノ如ク直チニ

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

総理衙門ニ照会⁽³⁶⁾した。また、荒川天津領事も「六月七日午后二時李鴻章ニ面会シテ」、口頭にて日本の出兵を通告したのである。こうして、日本政府は六月七日正式に清国政府に対して朝鮮への出兵を通告したのである。日本は、ここに天津条約第三款による法的手続きとしての行文知照を完了させたのであった。

清国政府もまた、六月七日陸奥外相の予想した通り特命全権汪鳳藻駐日公使より陸奥外相宛てて、朝鮮政府の要請に応じて軍隊を朝鮮へ派遣することを天津条約の規定に基付き日本政府に通告する旨を伝えてきた。⁽³⁷⁾ここに、日清両国は結果として同時に出兵通告を相互に行うこととなつた。だが、それは飽く迄も結果としての日清同時通告であり、日本の意図的な時間設定がなされたものであつたにすぎない。決して、偶然的なものではなかつた。

この出兵通告についての従来の研究は、不正確なものや曖昧化されたものが目立つており、さらには基本的な事柄について重大な誤りをおかしている研究すらあるという状態であるため、最も基礎的な事項から再検討し直さなければならぬ。それは、清国政府の出兵通告が、何時行われたのかという最も基本的で基礎的な問題であるからにほかならない。このことは、従来の研究が如何に杜撰なものであつたかを象徴するものである。

このため、まず事実はどうであつたかを示すために、長くはなるが清国政府の通告文の具体的な検討から行うこととする。現在、外務省外交史料館には清国政府からの通告文の原本と、その書下し文と、翻訳文の三つの文書が所蔵されている。このなかで、通告文原本と翻訳文とは公刊されている『日本外交文書』第二七卷第二冊（前註38参照）に収録されているため、従来の研究では改めてこの原本と翻訳文とを見直することはなかつたし、その必要性も特になかつた。だが、この研究姿勢が清国の出兵通告に関する基本的で基礎的な誤りをおかす第一の原因となつたものであつたことから、敢てこの原本を次に掲げ内容を検討してみることにする。

（註A）廿七年六月七日接受

（註B）主管 政務局 敬義

大臣^(註D)

次官^(註E)

大清欽差出使日本國大臣汪

為

閱

照會事頃准我

(註F) 号七四七第受 機密

北洋大臣李 電開查光緒十一年中日議定專條內云將來朝鮮若有變亂事件中國要派兵應先行文知照事定仍即撤回不再留防等語本大臣今接朝鮮政府文開全羅道所轄民習凶悍附串東學教匪聚衆攻陷縣邑又北竄陷全州前遭練軍往剿失利倘滋蔓日久貽憂於上國者尤多查壬午甲申敝邦兩次內亂咸賴中朝兵士代為勘定茲援案懇請酌遣數隊速來代剿俟悍匪挫殄即請撤回不敢統請留防致天兵久勞於外等語

本大臣覽其情詞迫切且派兵援助乃我

朝保護屬邦旧例用是奏奉

諭旨派令直隸提督葉選帶勁旅星馳往朝鮮全羅忠清一帶相機堵剿剋期撲滅務使屬境又安各國在韓境通商者皆得各安生業一俟事竣仍即撤回不再留防合亟照約行文知照為此電請貴大臣速即備文照會

日本外務省查照等因到本大臣准此相應備文照會

貴大臣查照可也須至照會者

右 照 會

大日本國外務大臣陸奥

光緒二十年五月

初三

日

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政策的検討（下）

（註A）

右欄外に接受日を記す朱印。

（註B）

右欄外に主管が政務局であることと示す朱印。

（註C）

右欄外に黒墨にて中田敬義政務局兼勤・秘書課長の署名。

（註D）

上欄外に「大臣」の朱印と「閱」の朱による陸奥外相の署名。

（註E）

上欄外に「次官」の朱印と「林董」名の林董外務次官の朱印。

（註F）

上欄外にて押印したもので、番号数字は朱筆。

ここから、汪鳳藻駐日公使は光緒二〇年五月三日付の通告文を、明治二七年六月七日に陸奥外相に手交したことがわかる。それは、右欄外の接受印の日付によつて明らかとなろう。また、この文書の取扱い責任者は、政務局の中田敬義であった。この文書自体は、文中に「マサニ スミヤカニ 合亟照約行文知照、為此電請貴大臣、速即備文照ス会日本外務省」とあることから、北洋大臣李鴻章からの命令は電報であり、その電報文を汪公使が右の正式な通告文に草したものであつたことがわかる。

この原本に対し、政務局の中田敬義が外務省用一〇行×2薄茶野紙一枚に黒墨で書下した訳文を起草しているが、⁽⁴⁰⁾これには右欄外に「廿七年六月七日接到」と朱筆されている。この中田敬義による書下し文は、原本の末行に記されていた「使字第十九号」を割愛している点と、後半の「右照会」以下が八行文詰て記されている（原本一四行が六行に）点とを除けば、原本と同じものであるためここでは省略する。

原本に外務省側が記した「廿七年六月七日接受」と中田敬義の書下しの訳文とは、「接受」（原本）が「接到」に改められている他は、基本的な違いはみられない。つまり、中田敬義の起草段階では原本との重大な違いはないこと

になる。

次に、公刊されている『日本外交文書』第二七卷第二冊に、第五一八文書として収録されている文書について検討してみると、第五一八文書は表題は、

五一八 六月七日 清國公使ヨリ
陸奥外務大臣宛

朝鮮國へ屬邦保護ノ為出兵スル旨通告ノ件

六月七日接受

(4)

とあり、その後に清國政府よりの通告文が載せられているが、これは前掲通告文原本と同じものである。また、文書表題には記載上の誤りはみられないし、掲載通告文の日付も「光緒二十年五月初三日」となつており、これにも誤りはない。

では、同第五一八文書に収録されている訳文ではどうだろうか。訳文の本文については、後に外務省外交史料館に所蔵されている第三の文書で紹介するのでここでは省略するが、第五一八文書訳文の前段と後段は次のようになつている。

前段が、

一号

以書簡致啓上候陳者今般北洋大臣李ヨリ本使へ左ノ通り電報有之候

後段が、

光緒二十年五月三日（我六月七日）

清國特命全權公使 汪鳳藻

日本国外務大臣陸奥宗光閣下

となつてゐる。ここで疑問となるのが、第一に「一號」という番号の記載、第二に「以書簡」以下「有之候」までの文、第三に「光緒二十年五月三日（我六月七日）」という日付、の三点であろう。第一の番号は、この文書の番号を示すものとは思われるが、これは何を指したものか不明である。文書の性格から考えると、清国政府からの正式な公文の翻訳文についての通しの文書番号又は写文の番号ではないかとも考えられようが、それにしては他の文書にも付されていなければならない。この文書と最も関係の深い光緒二〇年五月一八日付の清国政府⁽⁴²⁾の回答書にも、こうした番号は記されていないし、他の文書にもこうした番号は見当らない。このことから、この番号は日清間の往復公文に対して付されたものではないようと思われる。

第二の「以書簡」以上「有之候」という書き出しの文であるが、これは原本の「大清欽差出使」以下の文章を意訳したものである。

第三の文書日付であるが、これは元々が誤訳によるものである。すなわち、『日本外交文書』の記載が間違いなのである。同書が、「光緒二十年五月初三日」、すなわち同年五月三日を「我六月七日」としたところに誤りがあったのである。ここで、明治年と光緒年、すなわち陰陽暦を対象してみる必要があろう。『中国近代史曆表⁽⁴³⁾』によると、光緒二〇年甲午五月三日^{芒種}は公暦（西暦）一八九四年六月六日となる。また、『近代陰陽暦対象表⁽⁴⁴⁾』によつても、陰暦五月小朔丁丑三日は明治二七年六月六日となつてゐる。このことから、『日本外交文書』で光緒二〇年五月三日を「我六月七日」としたのは誤りであることがわかる。

では、こうした問題が何故起つたのであろうか。前述の三つの疑問を解くために、外務省外交資料館に所蔵されている第三の文書を検討してみるとする。この第三の文書となる翻訳文は、

以書簡致啓上候陳者今般北洋大臣李ヨリ本使へ左ノ通り電報有之候

光緒十一年清日両国ニテ議定セシ条約中ニ将来朝鮮ニテ若シ変乱事件有之清國ニテ派兵ヲ要スル場合有之候節ハ應サニ先ツ行文知照スヘク事定マリタル上ハ直チニ撤回シ再ヒ留防セズト有之本大臣今朝鮮政府ノ來文ニ接候處全羅道所轄ノ人民ハ習俗凶悍ニ有之東学教匪ニ糾合シ衆ヲ聚メテ縣邑ヲ攻陷シ又北ノカタ全州ヲ竄陥致候ニ付前キニ已ニ練軍ヲシテ往テ征討セシメ候得共戰利アラズ就テハ若シ滋蔓日久シキトキハ憂ヲ上國ニ貽スコト尤モ多カルヘシ然ルニ壬午甲申敝邦兩度ノ内亂ノ節ニモ中朝ノ兵士ニ賴リテ代テ為メニ之ヲ戡定セシ事有之因テ其例ニ沿リ數隊ノ兵ヲ酌遣セラレ速カニ來テ代テ征討セラレムコトヲ懇請致候尤悍匪ノ挫殄スル上ハ直チニ其兵ヲ撤回セラレ候様致度敢テ更ニ之ヲ留防セシムルコトヲ請フテ以テ天兵ノ久ク外ニ勞セラル、コトヲ致サバヘルヘシトノ趣ニ有之本大臣之ヲ覽ルニ其情詞迫切ナルノミナラス兵ヲ派シテ援助スルコトハ我朝力属邦ヲ保護スルノ旧例ニ有之候ヘハ是ヲ以テ奏聞ノ上諭旨ヲ奉ジ直隸提督葉ヲ撲滅セシメ務メテ属邦ノ境土ヲシテ又安ナラシメ各国人ノ朝鮮地方ニテ貿易ヲ為ス者ヲシテ皆ナ各其生業ヲ安ズルコトヲ得セシメ度尤モ平定次第直チニ右兵ヲ引揚ケ更ニ留防セシメサル様可致候右至急條約ニ從ヒ行文知照スヘキ筈ニ付貴大臣へ電報致候間早速日本外務省へ照会有之度候

論

右ノ通申来候ニ付本使ハ之ヲ貴大臣へ及御照会候敬具

光緒二十年五月三日(我六月七日)

日本国外務大臣陸奥宗光閣下

清国特命全権公使汪鳳藻

(45)

（註A） 上欄外に朱筆されている。

（註B） 上欄外に朱筆されている。

（註C） 右横に朱筆にて「可」が補なわれている。

となつてゐる。

この文書を、『日本外交文書』の第五一八文書と比較してみると、aの「ズ」が第五一八文書では「ス」になつており、他はbの「候」と「敬」の間が後者の文書では下段に記されているという技術的な違いだけで、これは同一文であると断定してもよいと思われる。また、註Bにあるようにそこには「一號」が記されていることから、この第五一八文書訳文はこの文書を収録したものと考えることができよう。

次に、この文書の内容について検討してみると、註Aの朱筆された「控」からこの文書の他に正文があつたことがうかがえよう。その正文とは、内閣に送付されたものではないかと思われるが、その確証を得ることはできなかつた。ただ、第七回臨時議会開会中の一〇月一九日、衆議院において伊藤首相が朝鮮出兵事件から日清開戦にいたる経過を報告した際、「清国北洋通商大臣李鴻章ヨリ東京駐在ノ其國全権公使ニ訓令シタル出兵ノ公文ヲ第一ニ諸君ノ前ニ朗読セん彼レノ公文ハ漢文ナルヲ以テ是ハ日本文ニ翻訳シタリ⁽⁴⁶⁾」として、この清国政府よりの通告文の訳文を全文紹介している。ここで伊藤首相が議会に紹介した通告文訳文は、この第三の文書とほぼ同じ内容であり、文書日付も「光緒二十年五月三日（我六月七日）」となつていた。このことから、この第の三文書が内閣へ送付されたとみることができるよう。

第三文書中のAの傍線部分は二行文（一行目と二行目となつていて、一行目には記載はない）であるが、本文とは筆跡も墨質も異なるものであり、さらに用紙はA部分に本文を貼付けたものとなつていて、つまり、二行文が別の用紙に記され、そこに本文が貼付されたことになる。この貼付の境になる本文用紙には、切り捨てられた部分に記されたものと思われる三箇所の墨書きの跡が残されており、その内容は不明ではあるが、明らかに本文は第三行目から記されたのではなく、貼付された二行文の下に何かが記されてあつたことが推測される。

傍線部分Bの「我六月七日」は、黒墨にて記されたものではあるが、本文のものとは筆跡・墨質とも異なり、後で書き加えたものであることがわかる。墨質は、Aの傍線部分のものと同じではないかと思われる。

註Cの「可」が朱筆にて記されているが、これは註A・Bと同じようなものと思われる。このことは、第三文書の意訳文を起草した後に、外務省内の担当者による検閲を受けていることを示していよう。この文書が控であることから、起草者は省内の高官である必要はない。とすると、この朱筆は事務的段階のものであつたとも考えられるが、正確にはわからない。

また、第三文書の起草者と起草日付についても、本文書用紙一枚目の右側二行分までが切捨てられているため、確かなことはわからないが、内閣に送られたと思われる正文の起草を合せて考えてみると、政務局の中田敬義の起草した第二文書書下し文の後に作成され、出来るだけ早に時期に内閣に送られたとみることができる。また、日本側の出兵通告文について、内閣以外に枢密院や陸軍參謀本部へその旨が通知されていたことや、後述するように汪公使への回答書の取扱い方を見る限り、それはかなり早い段階で清国政府の公文を意訳した訳文が通知されたことが当然予想されよう。だとすれば、この第三文書も外務省政務局において、清国公使汪鳳藻から手渡された六月七日に起草されたものであったとみることができるのでなかろうか。

なお、「日清交際史提要⁽⁴⁷⁾」に掲載されている翻訳文は、直訳的なものでありこの第三文書とも無関係なものであつたためか、清国政府の通告の日付と六月七日としている。

文書日付の問題はきわめて重要である。この第三文書から、意訳段階では正確に「光緒二十年五月初三日」と記していただにもかかわらず、それを敢て陽曆に訳したものを加筆した際に、「我六月七日」と誤記したことにこの問題の原因があつたことがわかる。加筆した者が誰であるかは特定できないが、既述のように筆跡・墨質から傍線Aの筆記者と同じ人物であると推定される。さらに、この第三文書が控文であることから、正文がある筈であり、その正文を用いたと思われる伊藤首相の演説文よりみても日付は誤訳のままになっていたことから、この誤記加筆は正・控共通のものであつたことが推測されよう。ただ、この陽曆記載が誤記であつたと断定することは必ずしも正確ではない。つまり、日本にとってこの文書の価値は清国政府の発した行文知照文の日付よりも日本側に渡された日付の方がより重要であったからである。とするならば、この記載は「接受六月七日」とすべきところを「我六月七日」と記したことに誤解を生じさせた原因があつたことになる。

このように、第三文書にみられる意訳文がそのまま他の文書に用いられたことから、結局は『日本外交文書』にも訂正されることなく収録されたといえよう。いいかえれば、『日本外交文書』の誤りはこの第三文書をそのまま無批判的に用いたことにはつたともいえる。

次に、従来の研究の杜撰さについて検討してみると、そこには第一が明らかに事実誤認によるもの、第二が記載上に厳格さがないことによるもの、第三が安易な記載によるもの、とを上げることができよう。

第一の事実誤認としては、中塚明氏の論究を上げることができる。中塚氏はこの問題について、「六月六日、駐日清國公使汪鳳藻は、朝鮮国王の依頼により朝鮮に出兵する旨日本政府に通告、翌日日本政府も小村寿太郎駐清臨時代理

公使を通じて清国政府に日本の出兵を通告した⁽⁴⁸⁾と論じている。これは、明確な事実誤認であり、基礎的な誤りである。さらにそれは歴史学的研究の上からみても、到命的な誤りであるといえよう。中塚氏によると、日本の出兵通告は清国のそれよりも一日遅れの「六月七日」ということになるが、それは氏の日清戦争論からいうとどうなるのであろうか。中塚氏の研究のなかで、日清戦争と朝鮮出兵・朝鮮出兵と大鳥公使帶同派兵がうまく論じきれていない欠陥が、ここに表われているのではなかろうか。いずれにせよ、中塚氏が何故かかる安易な誤りをおかしたのかについては知りようがないが、その原因は決して中塚氏一人だけではないようと思われる。そこで、従来の文献を再検討してみる必要があるよう思う。

中塚氏の誤りと同じものとして、王芸生の研究を上げることができる。王は「鳳藻は五月三日日本外務大臣陸奥宗光に照会して⁽⁴⁹⁾」と、清国政府の出兵通告文を紹介し、続いて「日本政府は我照会の翌日早速汪公使に答覆した⁽⁵⁰⁾」と、陸奥外相が六月七日に汪鳳藻公使に手渡した回答書（後掲）を紹介し、さらに同七日付の日本政府の出兵通告文を載せており。つまり王芸生の論証は、陽曆六月六日に汪鳳藻清国公使から陸奥外相に出兵通告文が手交され、翌七日これに対する日本側の回答書が陸奥外相より汪公使に渡されるとともに、小村寿太郎代理公使が清国總理衙門に出兵を通告した、というものである。王芸生は、光緒二〇年五月三日が明治二七年六月六日に当っていることについては、同著書中にも明記（但し、編訳者によるものをも含ませてだが）していることから、陽曆（西暦）と陰曆の読み違えということはあるえない。このことから、王芸生の誤りは事実関係の実証作業を行わなかつたことに原因があつたといえよう。

田保橋潔は、もっと大きな誤りをおかしている。田保橋は、「明治二十七年六月六日駐日特命全權公使汪鳳藻に打電して、天津協約第三款の規定により日本国外務省に文書を以て通告せしめた。汪公使は即日陸奥外務大臣に会見を

求め、北洋大臣の電訓を説明して照会を手交した⁽⁵¹⁾」（文中傍点筆者）とし、さらに陸奥外相が汪公使へ回答したことについて、「六月九日、外務大臣は汪公使の来省を求め、六月六日付同公使の照会に対する回答書を手交し、且日本国政府は朝鮮を以て清国の属国と認めずと声明」（文中傍点筆者）として、その回答書を載せるとともに、さらに「六月九日の会見に於て、陸奥外務大臣は汪公使に伝達するに、日本国政府も亦出兵準備中で、既に駐清臨時代理公使より、天津協約に従ひ總理衙門に行文知照すべしと電命を発した……汪公使は事の意外に愕き、即日李鴻章に打電した⁽⁵²⁾」と述べている。この田保橋の見解は、はなはだしい誤認によるものである。第一は、清国政府の出兵通告についてその発信日を記していくながら、汪公使は「即日」陸奥外相に通知したという論じ方をしている点であるが、ここからは汪公使の日本への出兵通告が何時行われたものであるかが曖昧化されて記されていない。そのため、曖昧さだけを除けば事実関係上の誤りはないということができようが、文脈上からすると清国政府よりの汪公使への「打電」、「即日」とその打電日として読むこともでき、きわめて不正確な記載ということになろう。第二に、だが汪公使への陸奥外相の回答書の手交しを六月九日としたのは、いったい如何なる根拠によるものであろうか。事実、陸奥外相が回答書を早し汪公使に手交したのは六月七日であって、決して九日ではなかつた。なかでも、田保橋が六月九日を論証するために載げた外務大臣陸奥宗光名の回答書は、後掲『日本外交文書』第五一九文書と同文であり、恐らく田保橋が載せたものとは同一のものではないかと思われる⁽⁵³⁾。だが、この外交文書には日付の記載はなく、『日本外交文書』収録文書にも「六月七日発遣」「送第九号」と、文書の行動記録が記されているにすぎない。第三に、仮に六月九日に田保橋の主張のように陸奥・汪会見が行われたとしても、その際に陸奥外相から日本の出兵通告を知らされ「愕き、即日李鴻章に打電」したというのは、きわめて不思議な説明ではないか。日本は、既に二日前の六月七日に小村寿太郎代理公使と荒川巳次天津領事より清国へ、杉村濬代理公使より袁世凱へと、それぞれ通告していたの

である。以上のことから、田保橋の誤りは誤植の範囲のものではなく、明らかな事実誤認によるものであるといえよう。

こうしたなかで、巽来治郎はきわめて正しい記述を行っているが、⁽⁵⁵⁾ここでは省略する。

このように、中塚氏に共通した誤りは戦前の研究文献のなかに多くみられるものであることがわかるが、その原因は第一に正確な史料調査が行われなかつたこと（但し、田保橋潔や王芸生の場合は研究の時代的環境・条件から厳しい史料的制限があつて、史料調査は不可能であったとみるべきであろう）、第二に日付の確定に対しても文書の日付か実行された日付かの確認作業が行われなかつたこと、第三にそれらを確定して記述する際に、基準設定を怠つたこと、などによるものであると思われる。ただ、その場合でも中塚氏の研究には疑問が残る。当時すでに用いることのできた資料として、刊行されている陸奥宗光の『蹇々録』には、「汪鳳藻は明治二十七年六月七日附公文を以て」と照会をなし、これに対して「我政府は直に之に照復し」⁽⁵⁶⁾たと正しく記されていることであり、既に刊行されていた『日本外交文書』第二七巻は当然であるが（中塚氏の著書『日清戦争の研究』は一九六八年で、該書より後の発行である）、一九六三年に刊行された「日清交際史提要」（『日本外交文書』明治年間追補、第一冊、前掲）にも、「汪鳳藻ニ電知セシヲ以テ六月七日汪公使ヨリ陸奥外務大臣ニ宛ツル照会」（同、五一〇頁）と記されていたことである。史料の価値を自覚し、一級史料の利用と厳しい史料批判を唱えている中塚氏の研究態度からして、かかる既刊の基本的資料を見落して論究したことは、きわめて不思議なことである。さらに、『蹇々録』での見落しか又は読み違えは、陸奥宗光関係文書の利用や「蹇々余録草稿」の重要性を唱え、岩波書店刊行の『蹇々録』にもかかわっている中塚氏の立場からしても、きわめて不可解なものである。

勿論、筆記上の誤りや誤植又は思い違い乃至誤読といった、単純で技術的な誤りに原因したものは、ある程度はや

むを得ないものもあり、それを厳しく聞いたださなければならないというものでないであろう。これらは、その研究において明らかにされたことや、提起されていることからすれば、きわめて末梢的なものもある。このため、今日の出版事情による許容限度内のものであるならば、無駄な議論は避けるべきであるという考え方からしても、本稿でのかかる指摘は可能な限り回避したいと思つてゐる。

だが、筆者がここまで中塚氏の誤りについて記さなければならなかつたのは、それが誤植や許容限度といった当然許されうるもの範囲をこえた、歴史学的研究としての基礎的・致命的誤りであるからという理由によるものだけではない。それは、氏が「いったい、われわれは表面上あらわれた外交文書や命令・訓令のあれこれからだけ、事の本質を明らかにできる^か」とした、史料に対する考え方^かに疑問を持つてゐるからにほかならない。勿論、これが中塚氏のいう外交文書、軍部の公文書・記録、当事者たちの伝記の資料としての重要性と、同等またはそれ以上の価値あるものとして政治家・軍人達の私信類を評価せんがための論究であることは理解出来るし、氏の公文書、公刊されている官撰の戦史とこれらの私信類との関連づけの指摘は、きわめて高く評価されるべきであろう。だが、それであるならばまず正確に厳密に公文書類に当つて事実関係を確かめるという基礎的作業が必要なのではないか。少くとも、本稿でも記述してゐるように公文書には本文以外にかなり重要なものが記されている。押印・署名・メモ・付箋・書翰等、必要以上に公文書の本来的につ一方の価値を見落したまま、公文書の利用価値を否定すべきではないのではなかろう。

それは、史料・資料に対する中塚氏の取り組み方の姿勢にかかわつたもののように思われる。一例として氏が上げてゐる參謀本部が編纂した『明治廿七八年日清戦史』に対して、「公刊される戦史は、いかに厖大な費用をかけ、充分な紙数をつくして叙述されても、すべて天皇制軍隊の正当性を主張する官製的なものにとどまり、軍部の独断をさ

けることができないものであった⁽⁵⁸⁾」とし、さらに「これをいくら読んでも、そこから日清戦争の歴史的性格を正しく

つかみることは不可能である⁽⁵⁹⁾」とした、公刊戦史に対する批判である。氏の意図する積極的な目的の一つが、氏が

指摘した『大東亜戦史叢書』や『陸戦史集』から松下芳男『日清戦争』にみられる風潮に対する危機意識にあつたこ

とは充分に理解され得るものではある。しかし、歴史家がこれら刊行物を資料として用いる時、例えば『明治廿七八

年日清戦史』から「日清戦争の歴史的性格を正しくつかみと」ろうと果して期待するだろうか。個人の伝記類と同じ

ように、公刊戦史が戦争の正当性と華々しい戦績を讃美したり、不都合なものを隠すのは、きわめて当然ではない

か。それが、公費で刊行するものとして正しいか否かとは別の問題である。まして、筆者は明治以降のかかる公刊さ

れた戦史類のなかでは、この参謀本部による『明治廿七八年日清戦史』はきわめて優れた史料的価値の高いものであ

ると考えている。それであるからこそ、歴史家の基礎的作業の第一が史料・資料への批判であり、そのためには史料・

資料としてどこまで信頼出来るのかを判定するための基礎的作業があるのでないか。氏が、多くの紙数を割いて、

公文書や公刊書の区別すら明確に示さないまま、きわめて常識的な史料・資料の用い方を論じなければならなかつた

理由は、いったいどこにあったのか。そこまでして、史料・資料に対する厳格な立場を強調しながら、かかる事実誤

認や既述した誤りが何故あったのか、きわめて不可解である。

論

この中塚氏の史料・資料に対する考え方やそれへの姿勢については、前三章で敢て論及することを課題として残した（IIIの註41・53を参照）、「陸奥宗光関係文書」中の「秘密」文書に顯著に示されていると思われる。このため、ここでは本論の問題は若干離れることによる論文の不体裁を敢て無視して、日清戦争史研究に対する今後の再検討への筆者の考え方を示すためにも、中塚氏の史料・資料に対する姿勢を例に上げて述べてみることにする。

この「秘密」文書は、陸軍省編『明治軍事史』上巻（原書房、一九六六年、九〇三頁～九〇四頁）に「参謀本部文

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政策的検討（下）

書、參謀本部歴史草案」と題して収録され、また、中塚明氏の著書『日清戦争の研究』（前掲、一一五頁）にも「秘密」文書の全文として掲載されている。こうしたなかで、本稿で敢て「秘密」文書の全文を載せたのは、下の対象表にあるように右の文献で紹介されたものを史料として看做すことには、甚だ疑問を感じたからにほかならない。この対象表は、本稿三、註（41）に載せた「秘密」文書中に傍線を付してアルファベット記号を記した部分（a～iが『明治軍事史』を、A～Tが『日清戦争の研究』を示している）と、「陸奥宗光関係文書」に收められている「秘密」文書との違いを示したものである。ここから、両者の違いを検討してみると次のようになる。

『明治軍事史』は、「秘密」文書が全四段であつたものが全三段になつてゐること、「秘密」文書が漢字部分を除く全文が片仮名書きであるのに対して同書の全文が平仮名書きで記されていることなどに大きな違いがあり、さらに対象表にみられるような（a・b・c・d・g・h・i）文字上の違いがみられる。但し、『明治軍事史』に収められている資料には「朝鮮出兵閣議 朝鮮事件ニ関シ内閣會議の確定議左の如し」と記されていることから、厳密には「陸奥宗光関係文書」にある「秘密」文書と同じものと看做すことはできず、またこの「秘密」文書と同一文にならなければならぬという必要性もない。ただ、參謀本部が外務省の担当する内容に関して閣議に提出さ

対照表

i					h	g	f				e	d	c	b	a	項 字 体	明治軍事史									
か					ヌ	キ	モ				モ	ニ	リ	総	ふ											
T	S	R	Q	P	O	N	M	L	K	J	I	H	G	F	E	D	C	B	A	項 字 体	日清戰爭の研究					
ヘ	タ	フ	サ	ス	ス	ヘ	サ	亦	ス	ヘ	キ	モ	ス	ジ	ハ	ス	サ	モ	ス	ト	ル	隨	ニ	二	項 字 体	日清戰爭の研究
ベ	ダ	ブ	ザ	ズ	ズ	ベ	ザ	亦	ズ	ベ	氐	ズ	ジ	バ	ズ	ザ	氐	ズ	ト	ル	隨	ニ	二	字 体	関陸係奧完文書光	

れた文書の原文を所蔵することは、事務分掌からしてもあり得ないことから、この参謀本部の文書は、閣議に提出された文書をそのまま筆写したものか、または外務省から送付されたものを筆写したものであつたと考えられる。勿論、文書の形式からいって公式文書がかかる平片名にて記されることはあり得ないことから、原文をそのまま筆写したものとはいえない。それは参謀本部の文書を収録した『明治軍事史』の編纂者が、該文書を平片名に改めた為と考えられる。さらに、この文書が写筆文であるとしたもう一つの理由は、閣議の性格からして決定する内容をあらかじめ文書に記して提案しているものと考えられることから、閣議決定の内容を決定後において外務省と陸軍省において別々に記したとは到底考えられないからにほかならない。いずれにせよ、この文書は六・二閣議の決定内容を記したものではあるが、同閣議に提出された文書ではないこと、敢て「秘密」文書と結び付けければならないといつたものではないことだけは確かであろう。

だが、中塚氏が同著書に掲載した文書は、飽く迄も「陸奥宗光関係文書」中の「秘密」文書として紹介したもので、原文書との比較検討が必要となろう。原文書との違いは対象表中 A ~ T 項にみられるが、この違いを大別すると第一が J 項にみられる筆写上の誤り、第二が B · D · F · H · K · T 項にみられる原文書にある濁点を意図的に除いたことによるもの、第三が A · C · I 項にある文字そのものに手を加えたものの三種類に分けることができる。第一の J 項「キ」は、原文書では「働ヲ」となっていたものを「働く」としたもので、これは筆写又は校正の際に誤つたものという誤筆又は誤植の問題であると思われる。ため、大した問題とはいえない。第二の B · D · F · H · K · T 項は、原文書には濁点が付されていたものを敢て意図的に除いたことにあると思われるが、これはきわめて重要な問題である。少くとも、「秘密」文書の全文として、また新しい史料として紹介している以上、一般的にはその旨を註などにおいて断るべきではなかろうか。それを、何んら断らなかつたのは如何なる理由によるものなのか。これが問

題であるというのは、後述の中塚氏の史料に対する考え方にもかかわるが、それより重大なのはG項の「ジ」だけ、原文書通りに濁点を付したままになっているからである。これでは、「秘密」文書の原文を見ていらない者にとっては、濁点を付さない当時の公文書の書き方から推測して、G項の「ジ」がたまたま文書起草者の記載上の誤りによって濁点が付されたものと、誤解する危険性が生ずることになるのではないか。恐らく、中塚氏にとってはこのG項は氏自身が筆記の際に誤筆したものか、または印刷・校正上の誤りによるものであったと考えられようが、かかる誤解が生ずる原因是氏が何んらの断りも記さずに原文書に手を加えたことにあり、氏の史料に対する慎重さが求められるよう。第三の問題は、より基本的で且つ重要である。A項の「隨」は、原文書では「隨」であり、『明治軍事史』のb項では「總」となっている。『明治軍事史』は、文意上からしても誤りであろう。だが、中塚氏の「隨」には疑問がある。文字上は、「隨」も「隨」も同じものであることから、原文書上での誤りと看做することはできない。だが、史料として紹介する際に、敢て誤りとはいえない「隨」を「隨」と改めなければならない必要性はいつたいどこにあつたのか。勿論、この程度のものは「ママ」を付す必要性などない筈である。次のC・I項の「モ」も問題である。原文書の「モ」を絶対的に用いなければならぬとはいえないし、「雖モ」が誤りであるというのでもない。だが、飽く迄も原文書中に「モ」が記されている以上、そこには「雖」と「トモ」とが分けられて記されていると解釈すべきであつて、「雖」に「ト」を含ませるというのは原文書起草者の意を違えるものではなかろうか。史料として原文書を紹介する以上は、「雖トモ」と記すべきではなかつたろうか。

第一の筆写上の誤りは決して許されるべきものではないが、実際上はある程度止むを得ないところがあり許容範囲内のものとみるべきであろうが、第二・第三の点について筆者が敢て問題とするのは、中塚氏の史料に対する考え方や姿勢が象徴的に示されていると思うからにほかならない。勿論、史料を紹介したり引用したりする際に、旧字体を

当用漢字に改めたり、異字・略字を正字に改めたり、片仮名を平仮名に統一して改めたりすることは、紹介者・引用者の自由裁量に委ねられているし、旧字体・異字・略字を改めることは今日の一般的傾向もある。とはいっても、仮名をも含めて大幅に改めたり手を加える場合は、註や凡例などにおいて断りを付す程度の配慮が必要であろう。特に、当時の公文書や私信類には、片仮名と平仮名・旧字と正字・異字と略字といったものが混合している場合がかなり多いことから、読者の誤解を避るためにも最低限度の配慮は必要であろう。まして中塚氏は、同著書五頁凡例において「引用史料は、従来公刊されている書物にない、この小著ではじめて印刷に附されるものもかなりあるので、できるだけ原形をとどめることにした」（文中傍点筆者）と記していることは、はじめて公刊される史料としての重要性を充分に自覚されていたための記載ではないか。であるとしたら、断りも記さずに原文書中の濁点を取り除き（それも、一字のみを残したものまで）、誤字とは必ずしも看做し得ない文字をも改めたり、C・I項にみられるように中塚氏の解釈によつて記されている文字を削除したりしたのは、いつたい如何なる考えによるものなのであらうか。こう論

して、中塚氏によつてかなりの部分に手を加えられたものの、どこが「原形をとどめ」た史料といえるのであらうか。該書が、歴史学の研究書として著したものにおいて掲載した史料であり、さらに新しい史料としてはじめて公刊した文書である以上、その扱いは普通以上に慎重でなければならなかつた筈である。史料の引用や紹介の際、引用者・紹介者の自由裁量の幅は歴史学研究者として的一般的・常識的範囲内に限定されるべきものであり、中塚氏のそれは明らかにその許容範囲を大幅に越えたものといえる。まして、近代文書とはいえ、歴史学の研究史料としての価値は決して文書内容や文意さえわかればよいというのではなく、その史料をより正確に理解するためにも、可能な限りで原文書を正に「できるだけ原形をとどめ」て紹介し引用すべきであろう。

ここで、近代古文書学について述べるつもりはないし、筆者にはその能力もない。ただ、これらのこととはこの「秘

「密」文書を理解するためには、必要最低限の条件であると考えるからにほかならない。いったい、中塚氏は如何なる根拠や考えによつてこの「秘密」文書を「朝鮮出兵の閣議決定全文」（註53参照）と断定した（筆者も中塚氏の見解そのものには賛成ではあるが）のであらうか。抑々、中塚氏の該著書には、氏が「閣議決定全文」であると紹介しておきながら、如何なる理由から「閣議決定全文」と看做したのかといった、この文書に対する解釈理由も根拠も全く示されていない。元々、この「秘密」文書については本稿本文でも述べたように、不明な点が多く正確なことはほとんどわかつていないのであって、筆者もかなりの推測によつて判断したにすぎなかつた。現在、この文書についてわかつていることは、外務省用紙に黒墨書された「秘密」と題し明治二七年六月二日付の文書が、「陸奥宗光関係文書」のなかに収められている、ということだけである。起草者も、起草月日もわからず、この文書自体の取扱われ方すらわかつてはいない。厳密には、この文書が六月二日の閣議に果して提出されたものなのか、または、その閣議で決定したものと筆写したものなのか、さらには、六月一日の閣議でこのような文書を作成したのかということの他に、この文書が淨書なのか下書きなのか、外務省の公的なものか陸奥外務大臣としての私的なものなのか、といった基本的なことがあまりわかつていない。にもかかわらず、中塚氏は何を根拠に「閣議決定全文」であると判断したのであろうか。その根拠やそう判断した理由を記すべきであつたろう。

さらに、中塚氏は折角『明治軍事史』に収録されているこの文書のことを紹介していたのであるから（但し、本文を示していない）、その文書との違いを記すべきではなかつたろうか。「參謀本部文書」の文書と「陸奥宗光関係文書」の文書が何故に違うのか、その違いはどこにあるのか、その違いはいつたい何を意味するのか、といった基礎的な分析が必要ではなかつたか。この問題については、筆者も正確な解答を持つてゐるわけではない。ただ、新しい史料を公刊したり紹介したりする際の基本的姿勢として、今後の歴史学研究の発展の一翼を担うという責任や自覚、それに

よつて周辺の学問を含めて多くの専門の研究者から正しい解答が得られることを期待するという、研究者にとって当然の研究態度が必要であると考えるからにほかならない。こうしたためにも、書式・文章表現・漢字の用い方や仮名遣い・送り仮名を、正確に復元する必要があるのでなかろうか。

說

すさを考え」（同、凡例五頁）で旧字体・歴史的片名遣いや「其」・「此」・「於」・「雖」等の漢字を改め、句読点を付し読点を変え削除し、誤記・誤植を訂正するという、大幅に手を加えたものである。「蹇々余録草稿綴」などとの比較研究を行った中塚氏にとって、文章や片名遣いや漢字といったものが、それを史料として用いる場合如何に重要なものであるかは、充分に自覚されていたことと思われる。勿論、岩波書店という出版社の事情によって、研究史料として用いることには疑問のある新訂版を刊行されたのは、恐らく史料の重要性を強調されていた中塚氏の真意ではないと信じている。だが、「秘密」文書にみられた史料への考え方がそのまま新訂版『蹇々録』に延長してあつたとするならば、新訂版『蹇々録』の史料的価値の問題に対してもさらに疑いを抱かざるを得ない。いずれにせよ、折角史料として用いることができた岩波文庫『蹇々録』旧版が絶版となり、史料として用いるには大きな欠陥と疑問とをもつた新版に替えられたことは、如何に出版社の問題とはいえきわめて憂慮されるべきことではなかろうか。

こうしたことを敢て述べなければならなかつたのは、事実関係の正確な調査を自ら放棄しながら、公刊された公文書類や刊行書の誤りを指摘した研究が、中塚氏個人だけではなく実は目立つてきていることにも原因がある。勿論、筆者は中塚氏が唱えるように厳しい公刊物への批判では、何んらの批判の必要性については、全く賛成である。ただ、それが基礎的調査の不充分さによる公刊物への批判では、何んらの批判にもなり得ないということを恐れるからにはかならない。だが、こうした公刊物への先入観による批判にもなり得ない批判が、特に日清戦争史研究では目立つてきている傾向にあることは、注意しなければならないのではなかろうか。その一例としては、朴宗根氏の「歪曲した『戦史』」⁽⁶⁰⁾を上げることができよう。この朴氏の、自らの基礎的研究の不充分さを自覚せずに、史料的限界とは無関係に事実関係への独善的思考と勝手な臆測による論究という研究態度は、再考すべきではなかろうか。

第二の問題である、記載上に厳格さがない点であるが、それは朴宗根氏の「六月六日、日本へ行文知照をする」に示されているものである。これでは、あたかも清国政府の日本への出兵通告が六月六日であるような印象を与えることになるのではなかろうか。確かに、清国政府の通告文の日付は六月六日ではあつたが、それは飽く迄も清国政府が発した発信日付を文書の日付として記したものであつて、通告が行われた日時を指すものではない。出兵通告という外交行動にとって、その行動が何時であったのかが、文書日付とともに最も重要なことではなかろうか。確かに、文書日付も重要ではあるが、それは飽く迄もその内容を検討する際に、具体的には、起草・立案過程や決定過程を知る上で重要なのであって、文書日付をもつてその外交行動の日付と看做して論じるのは誤りであろう。ただ、朴氏の日付の問題を記載上の厳格さのなさとしたのは、記載そのものが曖昧であることもあるが、さらに例えば朴氏が杉村代理公使の六月一日付電報を、同二日に日本に伝えられたとして記していることにみられる基準の不統一性にある。ここでの記述は、文書の日付や送発信日にかかわらず、それが実行に移された日に重点が置かれていたことを示して

いる。つまり、他の箇所では文書日付や送発信日にかかわりなく、それが実行された日を中心記述されていたにもかかわらず、出兵通告についてはその文書日付を断りを記さないままに述べていることから、誤解を生む結果となつたといえよう。これは、記載基準を設けていないことにも原因があるのではなかろうか。

第三の問題である安易な記載とは、藤村道生氏の、六月七日「清国政府は天津条約第三条の規定にしたがつて、日本に出兵を通知し、日本もまた清国に出兵を通告した」⁽⁶²⁾にみられるものである。藤村氏は、さらにこの著書『日清戦争』の附録「日清戦争略年表」のなかの六月七日の項でも「日清両国、相互に出兵を通告」と記している。これらは、必ずしも誤りといるべきものではないが、この記述方法では読み方によつては、日清同時通告であつたという誤解が生じるのではないかろうか。確かに結果からみれば、六月七日に日清両国政府が同時に相互に出兵通告を発したということはいえよう。しかし、それでは日本の出兵通告の歴史的意味がはつきり出てこなくなるのではないだろうか。ことさら同時通告を強調するような表現を用いることは、朝鮮政府よりの公式な借兵依頼を受けた清国と、これは全く無関係に依頼もなく独自に他国主権の侵害を意味する派兵を行う日本とを、藤村氏の意思に反して同等なものとして扱われるという誤解を生じさせてしまうのではないかろうか。

勿論、清国政府が朝鮮政府への善意から軍隊の派遣に応じたというものではない。そもそも、日清両国の朝鮮への出兵を結果させた原因の一つが朝鮮政府の清国への乞兵書であったが、それ自体が朝鮮における清国の支配権をより強化せんとの野望をもつていた李鴻章と袁世凱とが「策定したる方針は、先づ朝鮮政府をして援兵を請はしむるに在り」という、策略によるものであった。ここにおける清国の野心が、朝鮮の国家としての主権を著しく侵害させることとなり、自国の朝鮮民衆を外国軍隊の手で弾圧せんとする卑劣な行動を朝鮮政府にとらせることになったのであり、結果として日本軍の介入、すなわち外国軍隊の侵入を招いたのであって、決して清国の出兵が正当であるといえ

るものではない。そこには、形式的・政治的にも「清国の出兵は朝鮮の要請に基くが日本は任意に出兵した」^{〔64〕}という、立場の違いがあるだけであった。しかし、かかる立場の相違は外交上からすればきわめて重要であり、その意味からも日清を同等視することはできないのではないかろうか。

まして、清国の通告を前に、日本の通告を後にして「日本もまた」と日本の行動を受身的にとらえることは、ひたすら被動者的立場を強調した陸奥外交の欺瞞性を覆い隠すことになるのではなかろうか。これは、まず第一に藤村氏の研究上の立場に反するものであり、第二にそれは日本の侵略性を批判している氏の論理と矛盾するものであり、第三にそのことが実は日本の朝鮮出兵外交の実態を正確にとらえきれていない原因ともなっているのではなかろうか。陸奥外相は、大鳥公使の帶兵帰任が最初の第一次出兵となるという認識をもっていたからこそ、大鳥公使一行が出発する日に行文知照の件を閣議決定したのであり、さらにその決定内容が即日上奏され裁可を得ていながら、同日中に小村代理公使に電訓を発せず、翌六日の夜半になつて行つたのであり、それは外交政略的要求から通告日の引延しを図つたのであった。ここに隠されている陸奥外相の外交政略について、藤村氏の同時通告論からは正確に理解することができなくなるのではなかろうか。

以上のように、出兵通告に関する従来の研究上の問題は、今日日清戦争史研究がかかえているさまざまな問題と深くかかわったものであった。単に、個人の研究上の問題としてのみみることはできない。ここにも、日清戦争史研究の再検討の必要があるといえよう。

いずれにせよ、前日にすでに決定していた清国政府への出兵通告文が六月六日夜半に小村寿太郎臨時代理公使や荒川天津領事に発遣されるとともに、能勢・杉村へも発せられ、翌七日朝清両国へ通告された。日本政府は、清国政府への出兵通告を実行する日については、大鳥公使への通知（既掲）にみられるように、六月七日には清国政府より

の行文知照が行われるであろうとする情報のもとに、大鳥公使の行動日程とを合せて日時の選定がなされたとみると
ができるよう。ここで注意しなければならないのは、大本營が設置され第五師団への動員令が発せられ、大鳥公使が
朝鮮へ帶兵帰任するため横須賀を出港した六月五日に、天津條約第三款によつて清国政府への出兵通告の件が閣議提
案され決定されたことである。陸奥外相の政略的判断からすると、何がこの六月五日に閣議提案され即日決定しなけ
ればならないと考えたのであらうか。まず、大本營設置は国内的問題であり外交行動とは無関係であろう。第五師団
への動員令は、混成旅団編成のためではあるが、実際の派遣までには時間的余裕がありすぎるよう思える。一方、
清国側の動向であるが、これは軍事的には機先を制せんとしても外交的には清国の行動に即応しなければならないと
いう性格のものではないであろう。この出兵通告を最も必要としたのは、やはり大鳥公使が帶同した海兵派遣であつ
たといえよう。

このことは、日本の朝鮮への出兵が清国の出兵に対抗するためのものでもなく、清国政府の外交行動によるもので
もなかつたことを示したものといえよう。仮令、四八八名余の小部隊の海軍陸戦隊といえども、主権を有する国家へ
の軍隊の派遣であることには変わりはなく、事實としての朝鮮への出兵にほかならない。それを十分に自覚していた
からこそ、日本政府は独自に行文知照を行つたのであった。そして、そこにおける出兵への考えは清国軍の派遣の如何
にかかわらず、また清国政府の外交行動に影響されることなく実行するというものであった。そこには、朝鮮出兵
事件にかかる日本の主動者としての姿があつたのである。

こうして、日本は大鳥公使の帰任に伴う第一次出兵の法的手続きが完了したのであった。そして、この出兵に関する法的手手続きは清国政府もまた日本と同じ六月七日に完了させたのであった。

だが、この清国政府よりの照会文のなかに、「派兵援助乃我朝保護屬邦旧例」という、いわゆる朝鮮國屬邦保護論

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

を強調したかなり露骨な政略的語句が入っていたことから、新たなる外交問題が起ることとなる。第一次出兵が日本の意図が何んであろうと、原則的には日本と朝鮮との間の問題であったのに対し、この清国政府の朝鮮國屬邦保護論は本来の主体である朝鮮が切捨てられた次元での、日清間の朝鮮をめぐる霸權争いの中心的課題となつたのである。朝鮮への霸權を掌握せんとする日本にとっては、この「派兵援助^{スルハチ}乃我朝保^{スルノ}護属^{スルノ}邦^ヲ旧例^{ナレバ}」とする論理は到底受け入れられることのできないものであるとともに、外交政略的にもまず最初に断固として排除しておかなければならぬものであった。また、この論理を強調した清国にとっては、これを機会に朝鮮に対する宗主権を改めて主張することによって、次第に日本に侵食されつつある支配権の回復を目指そうとする政略的意図から、日本の要求を受け入れることはできないものでもあった。

このため、陸奥外相は汪公使よりの出兵通告書を受取るや直ちにその属邦保護論に反駁すべく、次の回答書を起草した。

〔註A〕
明治廿七年六月七日起草
〔註B〕
同月々年々月々日發遣

〔註C〕
大臣 光

〔註D〕
政務局 慎

〔註E〕
敬義

〔註F〕
通商局

〔註G〕
次官

印

清国特命全權公使汪鳳藻閣下

外務大臣陸奥宗光

以書簡致啓上候陳者今般貴國政府ニテ朝鮮國エ派兵被成候ニ付明治十八年四月十八日日清兩國政府ニテ訂結ノ約書第三款ニ遵ヒ行文知照之趣本日貴簡ヲ以テ御申越相成致承知候然ルニ貴簡中保護屬邦ノ語相見居候處帝國政府ニ於テハ未ダ曾テ朝鮮國ヲ以テ貴國ノ屬邦トハ認居不申訂a〔就テハ今若シ貴國政府ニ於テ強ヒテ其屬邦タルヲ御主張相成候義ニ候ハド帝国政府モ之ニ対シテ十分御論弁スルヲ辞セザルベク候尤本日貴大臣より御面述ノ次第ニヨリ貴國政府ニ於テ補削b〔レハ今回接午ノ貴書ニ於テハ〕〕其主意ニハ無之「承知致候へども本大臣ハ尚茲ニ帝国政府ニ於テハ貴國ガ朝鮮國ヲ属邦ト視做サルヲ承認スル」能ハザル旨訂c〔ニ付〕〔此段御回答旁〕言削d〔々〕明致置候

〔右御回答旁〕（本大臣ハ）茲ニ重子hテ（本大臣ノ）敬意ヲ表候敬具

65

凡例

訂正による抹消は「」をもって、加筆等については（）にて示すことを原則とし、具体例は次の通りである。

訂正

訂正中訂正
〔〕（）又は〔〕（〔〕（））

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

補足
〔 〕
削除
〔 〕
補

(註A)

(註B)

(註C)

(註D)

(註E)

(註F)

(註G)

(註H)

(註I)

(註J)

(註K)

(註L)

(註M)

(註N)

(註O)

(註P)

(註Q)

(註R)

(註S)

(註T)

(註U)

(註V)

(註W)

(註X)

(註Y)

(註Z)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

(註AE)

(註AF)

(註AG)

(註AH)

(註AI)

(註AJ)

(註AK)

(註AL)

(註AM)

(註AN)

(註AO)

(註AP)

(註AQ)

(註AR)

(註AS)

(註AT)

(註AU)

(註AV)

(註AW)

(註AX)

(註AY)

(註AZ)

(註AA)

(註AB)

(註AC)

(註AD)

を付して訂正せんとしたような形になつてゐるが、更に「レハ今」以下「ニ於テ」までが縦一本朱線にて抹消され、残された「ハ」も意味上抹消されることとなつた。

傍線cは、傍線aの頭部分「就テハ」の上と、修正を受けなかつた「属邦トハ認居不申」の下との間に、右横に朱筆による訂正指示曲線を付した後に「ニ付」を朱筆したもの。

傍線dは、傍線aの末部分「「能ハザル旨」と、その下の「言々明致置」の上部との間から右横に朱筆による訂正指示曲線を付して「此段御回答旁」を朱筆したもの。

傍線eの「々」は、朱濁点にて削除している。

説

傍線fは、原案「右御回答旁」を縦一本朱線によつて抹消し、右横にただ「本大臣ハ」を朱筆したもの。

傍線gは、右横に黒墨にて「本大臣ノ」を同じ黒墨による補足指示曲線を付して補足したものであるが、縦一本朱線によつて削除された。墨質からみると、この補足は原案起草中のものと思われる。

以上のことから、この文書の修正状況は、まず原案起草中に傍線gの補足が行われ、その後決裁までの段階で朱筆によつて傍線bと傍線eの訂正が行われ、次いで傍線aが全面的に削除されそれに代つて傍線cと同dとに訂正された。この訂正によつて、傍線fの「右御回答旁」が傍線bに移されたことから削除されて「本大臣ハ」に改められ、この関係で傍線gの「本大臣ノ」が削除されたものとみられる。少くとも、この文書の修正は原案起草中の一回と朱筆による二回行われたこととなる。

修正の主たる理由としては、文章の簡潔や文章表現上という技術的なものと、記載内容自体のものとをあげることができよう。文章上の問題についてはここで取り上げる必要はないと思われるが、記載内容には若干の検討が必要であろう。

そもそも、文中意味がよくわからない箇所にもなっている「尤本日貴大臣より御面述ノ次第ニヨリ貴国政府ニ於テ其主意ニハ無之「承知致候へども」とは、いったい何にを指すのであろうか。この原案中最も大幅な修正、すなわちほとんど抹消された傍線a部分は、清国政府の朝鮮國属邦保護論には日本は「十分御弁論スル」として、この問題に対する日本の積極的姿勢と立場を示し、「貴国政府ニ於テ其主意ニハ無之「承知致候」と清国政府への理解を示しながらも、重ねて「貴国ガ朝鮮國ヲ属邦ト視做サルゝヲ承認スル」能ハザル」と否定している。ここからは、「其主意」は清国政府が主張した属邦保護論をさしているとみることができようが、それでは「本日貴大臣より御面述ノ次第」とは何んであろうか。この「貴大臣」を北洋大臣李鴻章として読むことは、事実関係からして不可能である。それは、李鴻章へ日本の出兵通告を伝えたのは、天津一等領事荒川巳次であるが、この荒川・李会談の模様に関する事情報告は、荒川領事が六月七日午後七時一五分天津発・翌八日午前一二時四五分外務省接受の電報(66)によつて伝えられたものであつて、この文書起草中には当然間に合つていない。また、清国總理衙門に出兵通告を行つた小村寿太郎臨時代理公使の報告も、六月七日午後八時一〇分北京・翌八日午前一一時二〇分外務省接受電報(67)によるものではあるが、これは時間的なもの以外に、内容的には通告した際の清国側の情況については記していない。

このことから、ここで「貴大臣より御面述」とは、汪公使と陸奥外相との会談をさし、結局「貴大臣」は汪鳳藻を指したものであつたと考えができるのではないか。とするならば、この「本日貴大臣より御面述ノ次第ニヨリ貴国政府ニ於テ其主意ニハ無之「承知致候」とは、六月七日汪鳳藻公使が清国政府の出兵通告書を陸奥外相に手交した際、汪公使より口頭で通告書中の「派兵援助乃我朝保護属邦旧例」の弁解が行われ、これは飽く迄も清国政府が長年の宗主国としての表向きの基本的立場を示したもので、清国政府の真意ではないことを陸奥外相に弁じたものであると解釈することができるのでなかろうか。

これに対して陸奥外相は、少くともこの文書からみる限り、汪公使の口頭説明に対して陸奥外相が弁駁したか否かは別として、かかる清国政府の政治的建前論に一応の理解を示していたと推測することができよう。そして、それはこの原案のなかに明確に記されていたのである。このことは、清国政府が日本への出兵通告文中に属邦保護を示す語句を挿入している事情を、日本側が一応了解していたことを意味していた。それであるからこそ、この原案中にもその旨が記されていたのではないかろうか。

そもそも、朝鮮に対する武力介入とそれによる政治的効果を狙っていた日本にとって、清国政府の公式な外交文書に清国の朝鮮に対する宗主権を示す語句が挿入されていたことは、到底黙認することができないものであった。そのため、かかる反駁書とでもいうべき外交公文を起草し、汪公使を通じて清国政府へ通告せんとしたのである。だが、この回答文原案の修正はいったい何を意味するのであろうか。なかでも、傍線aの修正は、一方で清国政府の事情、すなわち本音と建前の区別を削除し、他方で清国政府が飽く迄宗主権を前面に立てて朝鮮出兵の名目の一つとすることに対する強いつたたきで対応するという、日本の立場を強調した部分を削除したものであった。これによって、この回答文は清国政府が出兵通告文中に属邦保護論を明示したことに対する「抗議を附言」⁽⁶⁸⁾したにとどまることとなつた。それは、文言上の無用の議論を費すよりも出兵の実をあげる方が得策と考える、外交政略的な判断によるものであったと考えることができよう。

この文書は決裁後直ちに淨書されて、同六月七日汪鳳藻公使に手交された。汪公使に手交された文書とこの文書との違いは、陸奥外相名と汪公使欄の位置が反対になつた点と、右文書中傍線hの変体字「子」が「ネ」に改められた他は全て同一文である。⁽⁶⁹⁾勿論、汪鳳藻へはこの日本文の正式文が手交されたのではなく、漢文に訳された文書が手交された⁽⁷⁰⁾ということはいうまでもない。

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政策的検討（下）

清国政府からの出兵通告文を受取った陸奥外相は、一方で清国政府への反駁書を起草し直ちにそれを汪公使に手交すとともに、他方で清国の出兵通告文接受のことを関係機関に通知した。

（註A）明治廿七年六月七日起草

（註E）同 // 年//月//日発遣

（註G）主任

（註D）大臣 承知

（註E）政務局長 印

（註F）次官 印

伊藤内閣總理大臣

陸奥外務大臣

清国政府ハ明治十八年天津條約第三款ニ遵ヒ今般朝鮮國ヘ派兵ノ旨本日本邦駐劄同國公使ヲ經テ行文知照致來候
（註G）〔付〕此段及具報候也

（註A）朱印によるものであるが、年月日数字は黒墨筆による。

（註B）朱印によるものであるが、年月日記号は黒墨筆による。

（註C）「主任」は朱印であるが、署名・押印はない。

（註D）「大臣」は朱筆され、「承知」は黒墨筆されたもの。

（註E）「政務局長」は朱筆され、押印は「栗野慎一郎」と彫られた同局長栗野慎一郎の朱印。

（註F）「次官」は朱筆され、押印は「林董」と彫られた林次官の朱印。

(註G) 「ニ付」はそれぞれ黒墨の濁点によって削除されている。

陸奥外相は、この通知文を同六月七日に伊藤首相に送るとともに、さらに同日天皇に徳大寺侍従長を通じて上奏し⁽⁷²⁾た。また、この文書とほぼ同一内容の通知文を、同日各大臣へも送っている。⁽⁷³⁾

このように、六月七日は在外先機関によつて日本の出兵通告乃至通知が行われ、国内では汪公使による清国政府からの出兵通告を受けるとともに、その内容に対し反駁し、さらに清国政府の外交行動を天皇・首相・各大臣に直ちに知らせたのであつた。ここから、清国への出兵通告と同様に、清国からの通告もきわめて政治的にも重要であつたことがわかる。そこには、一種の緊張感すらうかがうこと出来よう。それは、一方で第一次出兵に伴う法的手手続きの完了と、清国が日本の予想通り朝鮮に派兵したという、朝鮮出兵の一つの型が出来上つたことと、一応は抗議と

いう形で回避したとはいえ属邦保護論による日清間の対立争点の発生という、二つの側面によるものであろう。

論
清国政府への属邦保護論に対する抗議は、議論による最終結着を目指したものではなかつたが、宗主国清国という立場を承認しないことを表明しておくことは、まだこの段階では必要な外交行動であったといえる。外交政略論的には、清国に圧倒されている現状のなかで、朝鮮にかかる日本の政治的立場は清国と同等かそれ以上である必要があつた。少くとも、朝鮮政府よりの派兵要請をうけたものでもなく、また朝鮮国内の擾乱状態が朝鮮政府を倒壊させうる程の切迫した危機的状況が生れていたわけでもなかつたなかで、大鳥公使帰任のための帶同とはいへ出兵を強行した日本にとって、朝鮮にかかる政治的立場の問題はきわめて重要で微妙な政略的問題でもあつた。それは、属邦の危機を宗主国として救うために出兵するという清国の立場と、他国の大権を侵害してまで任意に強引に出兵するという日本の立場との基本的な違いが、外交上に及ぼす影響力の大きさにかかるものであつたからにほかならない。こ

こに、外交政略にとっては、第二次出兵計画の完全実施と清国への属邦保護論排除という、二つの課題の解決が絶対的

条件になつていつたのである。ただ、清国の属邦保護論批判に対する深入りを避けたのは、中朝の歴史的関係による宗属論をこのままの状態で新興勢力としての日本が論戦を挑むには、政略的にも不利であると判断したからにすぎない。そのためには、朝鮮政府の抗議⁽⁴⁾や清国政府の避戦的な動きを無視して、朝鮮における国際政治的環境を変えうるための第二次出兵とその駐留とを実現するための、より積極的・攻撃的な政略論が必要になつていつたのであった。

ここで注意しなければならないのは、かかる日清両国が出兵するという事態を招いた、朝鮮国王や朝鮮政府の責任問題についてである。朴宗根氏の研究をはじめ従来の多くの研究は、この朝鮮側の責任問題について深く論究されることがなかつた。清国が如何なる政治目的をいだいていたにせよ、また袁世凱の策略がどのようなものであつたにせよ、事実清国が出兵したのは朝鮮国王や朝鮮政府の主体的判断であり、これによる朝鮮政府の借兵依頼にあつた。

この清国への借兵依頼が、結局は日本の出兵を招いたのであつた。そしてこの清国への借兵依頼に際しては、朝鮮自からが規模の大小は別としても日本の出兵を充分予想していた上でのものでもあつた。

両湖招討使洪啓薰が清国の出兵を請願した電奏をもつて密奏した宣惠庁堂上兵曹判書閔泳駿に対して、朝鮮国王は「事態重大なり輕議す可からず、清国にして出兵せは日本も亦た出兵す可し其関する所測る可からず」⁽⁵⁾と語つたといわれている。清国の出兵が、日本の出兵を招くことは、朝鮮国王にとつても充分に自覚されていたのであつた。

このことは、清国においても同様であった。李鴻章も袁世凱も、朝鮮政府よりの公式な借兵依頼に対しては「日本国政府が積極的に反対しない以上、朝鮮出兵には異議なきところ」⁽⁶⁾であり、むしろ袁世凱は閔泳駿に対して積極的にはたらきかけることによつて、その借兵依頼を出させようとしていたのであり、そこにおける判断は「日本国政府も恐らく天津協約第三款の条文を楯に取り、公使館・領事館及び居留民保護の名義で出兵しようが、その兵力は歩兵一中隊を超えず」とする楽観的なものであった。

朝鮮・清国両政府が日本の出兵に驚いたのは、日本の出兵 자체が予想外であつたからではなく、その迅速さと兵員の規模であった。この日本の出兵についても、朝鮮政府のなかには「此時必ずしも日本の出兵を喜ばないでも無い意味が有り、清国軍に対し些か敬遠の気持も有つた」といわれている。これが事実であるか否かはわからないが、日本と中国に狭まれた朝鮮の生き残るための外交術としての均衡感覚が、そこにあつたということは否定できないであろう。强国・大国に狭まれた小国の外交術として、双方の均衡をうまく保とうとする感覺は、ごく一般的な政略であるともいえる。

いすれにせよ、自らの悪政によつて招いた朝鮮民衆の叛乱を、外国軍隊の力で鎮圧しようとした決断自体が誤りなのである。清国への借兵問題を討議するため、朝鮮国王は「十七日の夜諸大臣を会し審かに之を議せしむ。諸大臣討議の要は、内乱の戡定は自國の力之に任す可し、外兵を借る可からず、内乱の戡定其法なきにあらす人材と安撫の術とを得れば可なり、外兵を借るか如きは即ち是れ外兵を以て自國の生靈を伐つなり、弊端は人心の胸渦を惹き一国兵を出せば各國亦之に倣はん、今の時に於て外兵を借るは不可なり」（文中傍点筆者）としていたといわれるが、この感覚はきわめて正常なものであった。なかでも「外兵を以て自國の生靈を伐つ」となる借兵依頼は、如何に政権維持のためとはい到底許されるべきものではない。この正常な感覚が、なぜ無視されたのであろうか。自らの統治権を放棄し、自らの悪政に対して立ち上つた自國の民衆を、外国兵の手で抹殺せんとし、さらに朝鮮国の主権も独立も棄て、ついには日本の植民地化を招く先駆けともなつた清国政府への借兵依頼の責任は、きわめて重大であるといえよう。

こうしたことが、今までの日清戦争史研究で深く論究されなかつたのは何故であろうか。なかでも、従来見落されがちであった朝鮮の主体性の問題を、ことさら強調している朴宗根氏の研究⁽³⁰⁾には大きな疑問をもつてゐる。朴氏の著

書の題名は『日清戦争と朝鮮』となつてゐるが、その研究はいわば「朝鮮と日清戦争」「朝鮮にとつての日清戦争」というべき内容ではなかろうか。それであるならば、日本の不当な侵略を論ずるとともに、朝鮮政府の責任を朝鮮の民族的自決と独立という観点からより深く論究すべきではなかつたか。この借兵依頼が、朝鮮民族を屈辱的な状況に立たせ朝鮮民衆に多くの犠牲と苦難を課す第一歩であつたことを、見落すべきではないといえよう。

いづれにせよ、日清両国の出兵通告によつて、日朝清関係は新たな局面をむかへることとなつた。事前に予測されていたとはいゝ、日本の迅速な出兵は朝鮮政府や清国政府に大きな衝撃を与えるものであつた。この迅速さこそ、日本行動が朝鮮情勢や清国への対応としてではなく、より積極的な目的を持つてゐることを示してゐるからにほかならない。

日本の清国政府への出兵通告は、国内的には国務と統帥との対立や政府内部の不統一性を露呈させるものでもあつた。日本政府が清国政府に出兵を通告した六月七日、政府の機関誌的性格をもつていていた「東京日日新聞」の附録は、

○ 兵員の派遣

朝鮮へ兵員を派遣する旨我政府より清国政府へ昨夜通報せら連たる由其詳細ハ明日の本紙に譲る
と報じた。この報道に対し、内務省は

本日七日発行東京日日新聞第六千七百八十八号附録は治安を妨害するものと認め自今発行停止の旨内務大臣より達したるに付此旨相違す

但同号未配布の分は発売頒布を禁せられたるに付其旨各発売所并に発売人へも通達すべし

明治廿七年六月七日

とする行政処分を行つた。

この処分に対し、内閣書記官長伊東巳代治は直ちに伊藤首相に左記のよう處分の非を唱えた。

現に本日各国公使之応答之際にも、清國へ出兵之通知したる事は相話候程にて、今日に至り候ては更に秘すべきの必要無之と被申居候。……實に瑣事を以て尊聴を煩候儀恐入候へとも、停止之必要を固信致候と同時、斯る乱暴なる停止を命ぜられ候様にては、折角之国法も官吏之観弄する所と相成候虞有之、國家之為め決して輕事に無之と奉存候儀に御坐候。(以下略)

(83)

右の書翰のなかで、さらに伊東巳代治は『東京日日新聞』がこの記事を掲載した理由について「日々新聞附録之件は予而陸奥外務よりも天津条約第三款に依り行文知照の場合に相至り候へは差支も無之候義に付、電報相発し候上は直に相知らせ^{マヤ}へくとの事に相成居候処、昨夜二時比同大臣より発電済之趣内示有之候に付、約の如く今曉別に刷立、本紙に相添配布為取計候」であるとし、その掲載は「既に對手國たる支那へは発電之後に候へは、國內にて秘密に致置の必要無之」ものと考へたからであつた。このため、『東京日日新聞』が行文知照を掲載したことが治安妨害となるのであれば、その責任は「新聞社へ相洩し」た「陸奥氏なり小生なりこそ其責可有之」で、新聞社に「斯様之亂暴なる嚴命を相蒙り候ては迷惑之至」であるとした。この処分に対して、伊東は「早速芳川内務(井上馨に代つて臨時代理を兼任—筆者註)を訪問し」て、処分について質したところ、「内務にても別に差支無之との見込に候処、何分陸軍省之要求も有之候に付、不得已再三往復之結果、此の場合に立至り候との弁疏」を得たとしている。ここで伊東は、「偶然陸奥外務とも芳川氏方にて出逢」つたため、外相とも再度討議したが、結局外交政略上何んらの問題はないとの返答を得てゐる。こうしたことから、伊東はさらに七日夕芳川内相臨時代理を訪ね、処分の取消しを要求したが、内相は「辭を陸軍省之要求に托して只管に推隠し、内務大臣としての明白なる答弁を不得」ため、「遺憾至極に

候へとも、今更に致方無之兎に角明日は小生之進退を相伺ひ、而して治安妨害之点に付、内務之意向を確め置候覺悟に御坐候」としている。

この問題は、御用新聞の掲載記事に対する行政処分をめぐるものではあるが、そこには内閣書記官長と外相、陸相と内相という、政府内部及び国務と統帥との考え方の違いが内在していたことを示している。伊東巳代治は国内政略的判断から、陸奥宗光は外交政略的判断から、この記事掲載を支持したのに対し、陸軍省は混成旅団の渡韓を控えてその秘密の範囲を最大限に拡大させ、芳川顯正は特に主たる理由をもたずに陸軍省の要求に従うといったものであつた。

だが、伊東巳代治がこの停止処分を「實以亂暴之極」と断じ、さらに「折角之國法も官吏之翫弄する所と相成候虞有之、國家之為め決して輕事に無之」と評したのは、記事内容が軍機軍略にかかわらない外交に関するものであり、それが決して外交秘密にならないものでありながら、それを統帥側の要求から処分対象となつたことに対する激しい憤りがあつたからにほかならない。

確かに、この問題はきわめて不可解な事件であった。この「東京日日新聞記事処分事件」ともいるべきものは、伊東内閣書記官長・陸奥外相・芳川内相臨時代理という国務側の中核と統帥側の陸軍省との対立という構図をもつたものであり、行政処分を受けることとなつた掲載記事が外交にかかるものであり陸軍省が内閣書記官長や外相と対立しなければならない程の内容ではなかつたからである。実際、『東京日日新聞』六月七日号附録が掲載したのは、同日すでに清国政府や朝鮮政府に通告されたものであつて、外交上は何んら秘密にするべき性格のものではなかつた。敢て記事上の問題を考えるとすれば、「昨夜通報せら連たる」であるが、これは日本の通告が清国の出兵通告とかかわりなく発せられたという印象を与えるもので、それはまさに外交政略にかかわった問題である。これにしても、小

村寿太郎・荒川巳次・能勢辰五郎・杉村濬という、北京・天津・仁川・京城に駐在する公使・領事が同時的に行つた
という事実は、当時の電信事情からして前日に準備されていた位いのことは当然予想されるもので、それ程大きな
外交上の問題になるものではなかろう。また、「兵員の派遣」が問題であるとしても、それは出兵を通告したことを
報ずる限り、決して不当な表現ではなかつた。

では、この「東京日日新聞处分事件」とはいったい何んであったのであらうか。六月五日午後三時内務省警保局は
社員を召喚して六項目の「警保局より注意口達の事項」⁽⁸⁴⁾を伝えた。それは、軍隊・軍艦・船舶・部署・交戦に関する
運動・兵数・徵用・設置・捏造に対する掲載見合せを求めたものであつた。この警保局の口達は、後日発せられた軍
事・軍機に関する記載禁止を定めた六月六日の陸軍省令第九号と同七日の海軍省令第三号⁽⁸⁵⁾の先駆けともいうべきもの
であつた。そして、この事件は警保局の口達以降右省令発布によって次第に締付けが厳しくなってきた最初のもので
もあつた。だが、この掲載記事が陸海軍省令に反するものであつたと仮定しても、『東京日日』⁽⁸⁶⁾が「彼の附録を刷行
したる時は軍機に関する陸海軍省令を載せたる官報の配布の前殆ど十時間に在り」と、その適用には法的にも問題が
残されている。まして、この附録は「刷行、六日の夜に在り、七日の朝に於ては既に東京を発して四方に散布したり
而して内務大臣の命、本社に達したるは七日の午後八時に在り⁽⁸⁷⁾」であった。内務省の対応は怠慢ともいうべきもので
あり、そこにより大きな混乱が生れた理由があつた。

勿論、この处分問題は独り『東京日日』だけに限つたことではなく、『日本』、『めざまし新聞』、『一六新報』、
『新朝野新聞』、『国民新聞』などが、陸海軍省令違反として処分されていた。堀口修氏の研究⁽⁸⁸⁾においても明らかに
ように、日清戦争における言論への統制には、その内容は勿論、統制による政治的逆作用や統制自体の不徹底、統制
政策の不確定さや言論界の抗議行動など多くの問題を包含していた。

こうしたなかで、陸軍側の強行的な要求によつてなされた御用新聞『東京日日』の処分は、軍事・軍機秘密を楯とする統帥側の横暴ともいうべきものであり、政略と統帥の関係に重大な影響を及ぼすこととなつたのである。それは、日清戦争にみられた言論統制政策の不統一性・不確定性といった混乱の一因を示しているのではなかろうか。

この「東京日日新聞記事处分事件」は、六月八日陸海軍両省が「日清派兵知照の軍事の機密に属せざるを認め之が公載を各紙に許した」⁽⁸⁹⁾ことによつて、一応の解決がされた。それは、軍部側の根拠が確固たるものではなかつたことを示している。事実、六月七日は軍事としては特に秘密にしなければならないといった行動は見当らない。六月八日に解除したこと自体も、特に根拠があつたとも思われない。大鳥公使の帰着も混成旅団の派遣もまだであつたからである。こうしたなかでの軍部の妥協は、伊東巳代治が伊藤首相に自分の進退と外相の責任をかけて強硬に申し入れたことによるものと思われる。だが、かかる事件の発生は今後朝鮮出兵・日清開戦を指導する政府にとって、きわめて大きな課題が提起されたことを意味している。特別に重大な理由も確固たる理由もなしに、統帥事項を楯に政府中枢の意向を無視した軍部の行動は、伊藤首相をはじめとする国務側の疑惑を招く結果となつたといえよう。ここに、日清戦争における国務・統帥の関係成立の前提的条件ともいうべきものがあつたのではなかろうか。

〔註〕

（1）大鳥公使帰任の模様について、『日清戦争実記』は、

会たま帰国して大磯に在り。六月四日、政府は急に電報を以て帰京を促がす、公使報を得、急ぎ帰りて五日午前外務省に出頭すれば、直ちに朝鮮に出発すべき命を伝へらる。前日政府は別に横須賀碇泊の軍艦八重山号に命じ、急に大鳥公使を載せ、海軍陸戦隊を以て護衛して朝鮮に赴くべきを達したるなり。故に大鳥公使は直ちに命を押し、高崎警部及び巡査二十名と共に、午前十時四十五分新橋発の汽車に駕し、外務參事官本野一郎氏と共に横須賀に出発し、待ち設けたる八重山号に乗る……五日午後四時四十分各艦の祝聲に答礼しつゝ、横須賀軍港を抜錨し、初めは徐々として進行する

に、風波極めて穏かに、天も我此急行を援くるが如く

(第一編、明治二七年八月三〇日、「大鳥公使先づ朝鮮に赴く」、三六頁～三七頁)

と伝えている。大鳥公使帰任の情景を描写しているかのようであるが、大鳥帰任はこの段階では世論に対し極秘であった筈ではなかつたか。ここに戦争報道の一つの形式をみるとがきよう。

(2) 『明治廿七八年日清戦史』第一巻、前掲、九六頁。

(3) 伊藤博文内閣総理大臣宛明治二七年六月五日付陸奥宗光外務大臣閣議請議書、『日本外交文書』第二七巻第二冊、前掲、第五〇八文書。

(4) 外務省用薄茶議案起草用紙一枚と同八行×2薄茶野紙一枚に墨書、「東学党変乱ノ際韓国保護ニ関スル日清交渉関係一件」、外務省外交史料館蔵。なお、本文書上欄外に「親送第六六号」の朱印がある。印中番号数字は黒墨筆されたもの。

(5) 註(7) 参照。

(6) 註(7) 参照。

(7) 内閣用一〇行×2朱野紙一枚に墨書、「東学党変乱ノ際韓国保護ニ関スル日清交渉関係一件」、前掲。なお、この文書の上欄外には、「大臣」の朱印と「光」と記した陸奥外相の黒墨筆による署名と、「次官」「林董」という林外務次官の朱印、「機密受第七三六号」の朱印（但し、印中番号数字は黒墨筆）がある。右欄外には、「廿七年六月五日接受」の朱印と、「主管政務局」の朱印、その下に「栗野慎一郎」名の栗野政務局長の朱印がある。これらのことから、伊藤首相の外務省への通知は、当日の六月五日に行われ大臣決裁まで済されていたことがわかる。

(8) 伊藤博文宛明治二七年五月三一日付井上毅書翰、既掲、三の註(17)と同じ。

(9) 大鳥圭介宛明治二七年六月四日交付陸奥宗光訓令、『日本外交文書』第二七巻第二冊、前掲、第五〇七文書。なお、この訓令文は「六月五日此写ヲ上奏シ且ツ總理大臣陸海軍大臣エ送附セリ」（欄外に註記）とされたものであった。

(10) 陸奥宗光宛明治二七年六月四日北京発同五日接小村寿太郎電報、外務省用八行×2濃茶二重野線紙一枚に墨書、佐藤愛麿電信課長の朱角印、「東学党変乱ノ際日清両国韓国へ出兵雑件」、外務省外交史料館蔵。

(11) 陸奥宗光宛明治二七年六月五日天津発同日接荒川已次電報、外務省用八行×2濃茶二重野線紙一枚に墨書、佐藤愛麿の朱角印、上欄外に黒墨にて「六月五日」「上奏」「各大臣」「落」が筆されている、同上。

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

(12)

横線二〇行青野線洋紙一枚に黒インクで英文筆記のペン書、「電受第一八七号」（但し、番号数字は黒インクペン書）の朱印、「大臣」の朱印と「光」の黒墨による陸奥外相の署名、「次官」と林董の朱印、同上。この受信電報文書に、

Tientsin June 5th 1894

Rec'd // " "

と記されているが、この訳文である註(11)の文書には発信地・日付が記入されていない。

(13)

横線二〇行青野洋紙一枚に黒インクで英文筆記のペン書、「電受第一八八号」（但し、番号数字は黒インクペン書）、「大臣」「次官」の朱印とその下にそれぞれ「光」と「董」の黒墨による署名及び「栗野慎一郎」名の朱印、同上。この電信電報文書も、

Chemulpo June 5th 1894

Rec'd // " "

との記載がある。

(14)

陸奥宗光宛明治二七年六月五日発同日接能勢辰五郎電報、外務省用八行×2濃茶二重野線紙一枚に墨書、上欄外に黒墨にて「六月五日」「上奏済」と「各大臣」「通知済」が筆されている、同上。

(15)

陸奥宗光宛明治二七年六月四日京城発杉村潛電報、『日本外交文書』第二十七卷第二冊、第五〇四文書、前掲。

(16)

陸奥宗光宛明治二七年六月四日発接荒川已次電報、同上、第五〇五文書。

(17)

『蹇々餘録草稿』(一)、一三一頁、前掲。

(18)

『蹇々餘録草稿』(二)、四五頁、前掲。

(19)

註(17)と同じ。

(20) 『日清戦争実記』第一編、三七頁、前掲。

(21) 本野一郎外務省参事官五等從六位・法学博士(『明治二十六年十二月十五日調 廿七年三月三十一日訂正 外務省職員録』外務省)の朝鮮出張は、六月四日陸奥外相より伊藤首相に対しても

今般朝鮮國ニ於テ東学党暴起ニ付居留帝国人民保護上ニ関シ外務省参事官法学博士本野一郎ヲ該國へ被差遣候様被仰出

度此段閣議ニ提出候也

明治廿七年六月四日

外務大臣 陸奥宗光 (朱印)

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

追テ本文閣議御決定之上ハ本人ヘノ辞令書日付今四日ヲ以テ御発表相成度候

(外務省用一三行×2赤茶野紙一枚に墨書、「明治廿七年六月十日」——「外務省參事官本野一郎朝鮮國へ派遣ノ件」)

六月五日・三、国立公文書館藏)

との閣議請議を行つた。この文書には

外務省參事官法学博士本野一郎

御用有之朝鮮國へ被差遣

(朱筆)
六月四日

の付箋がある。このことから、大鳥公使帰任に同行した本野一郎は朝鮮派遣は、かなり早い時期に決定していたことがわかる。

陸奥外相の閣議請議をうけた伊藤首相は、直ちに同四日閣議において決定（「明治二七年六月四日付閣議書」内閣用閣議提案用茶野線用紙一枚に墨書、「内閣書記官室外第六号」の朱印——但し、「外」と「六」は黒墨筆、「六月五日裁可」の朱筆があり、各大臣——但し、首相・文相・通相は欠、外相は黒墨にて抹消、内相は芳川顯正法相が代行——伊東巳代治内閣書記官長と内閣書記官欄に署名）され、翌五日伊藤首相より上奏（「明治二七年六月五日付、内閣總理大臣伊藤博文上奏書」、内閣用一〇行×2朱野線鳥ノ子用紙一枚に墨書）され即日裁可を得たものであった。

(22) 陸奥宗光宛明治二七年六月四日発伊集院彦吉電報、外務省用議案起草用濃茶野紙一枚に墨書、佐藤愛磨の朱角印があることからこの訳文は佐藤電信課長の手によるものと思われる、上欄外に黒墨にて「六月四日上奏済」が記されている。「東学党変乱ノ際日清両国韓國へ出兵雑件」、前掲。

(23) 陸奥宗光宛明治二七年六月四日発杉村濬電報、上欄外に黒墨にて「六月四日各大臣へ通知済」「同五日上奏済」が記されて
いる、同上。

(24) 陸奥宗光宛明治二七年六月六日付伊藤博文書翰、「陸奥宗光関係文書」書翰の部一〇—63、前掲。

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

- (25) 陸奥宗光宛明治二七年六月六日発同日接杉村藩電報、外務省用八行×2赤茶二重罫線用紙一枚に墨書、上欄外に「上奏済」「各大臣 枢密院議長 參謀本部次長 淩」の朱筆がある、「東学党変乱ノ際日清両国韓国へ出兵雑件」、前掲。
- (26) 陸奥宗光宛明治二七年六月六日発同日接杉村藩電報、外務省用八行×2赤茶二重罫線用紙一枚に墨書、上欄外に「上奏済」「各大臣 枢密院議長 參謀本部次長 淩」が朱筆されている、同上。
- (27) 註(35)を参照。
- (28) 外務省用議案提案薄茶罫線用紙一枚に墨書、「東学党変乱ノ際韓国保護ニ関スル日清交渉関係一件」、前掲。なお、上欄外に「六月六日此写ヲ徳大寺侍従長ニ送付シテ執奏ヲ依頼ス」と朱筆されている。
- (29) 外務省用議案提案薄茶罫線用紙一枚に墨書、同上。なお、「明治廿七年六月六日起草」（年月日数字は黒墨筆）、「同々年々月々日夜發遣」（年月日記号と「夜」は黒墨筆で、「夜」は加筆された）の朱印と、「主任」の朱印、「大臣」の朱印と「承知」の黒墨筆、「政務局」の朱印と「敬義」の黒墨筆による署名のみしかない。
- (30) 註(28)参照。
- (31) 小村寿太郎宛明治二七年六月六日付陸奥宗光訓令電報、『日本外交文書』第二七卷第二冊、前掲、第五一一文書。
- (32) 荒川巳次宛明治二七年六月六日付陸奥宗光訓令電報、同上、第五一二文書。
- (33) 能勢辰五郎・杉村藩宛明治二七年六月六日付陸奥宗光訓令電報、同上、第五一四文書。
- (34) 拙稿「朝鮮出兵事件と海外出兵体制の形成」（『中京法学』第一八巻第四号）参照。
- (35) 大鳥圭介宛明治二七年六月六日付陸奥宗光電報、同上、第五一五文書。
- (36) 陸奥宗光宛明治二七年六月七日付小村寿太郎電報、同上、第五二〇文書。この電報は、六月七日午後八時一〇分に北京で発せられ、翌八日午前一一時二〇分東京に着したものである。また、この電報文には「上奏各大臣枢密院議長參謀本部次長通知済」と註記されている。
- (37) 陸奥宗光宛明治二七年六月七日付荒川巳次電報、同上、第五二一文書。この電報は、六月七日午後七時一五分天津発翌八日午前一二時四五分東京着で、欄外に「六月八日上奏各大臣枢密院議長參謀本部次長通知済」が註記されている。
- (38) 光緒二〇年五月三日付清国出兵通告文、同上、第五一八文書。
- (39) 一〇行×2薄小豆色罫紙二枚に墨書、「東学党変乱ノ際韓国保護ニ関スル日清交渉関係一件」、前掲。

(40) 外務省用一〇行×2薄茶野紙二枚に墨書、同上。本文書右欄外に「廿七年六月七日接到」と朱筆され、さらに「中田敬義」の方形朱印が押れている。このことから、この訳文は中田敬義によるものであることがわかる。

- (41) 『日本外交文書』第二七巻第二冊、前掲、第五一八文書。
- (42) 陸奥宗光外相宛光緒二〇年五月一八日付汪鳳藻公使照会書、同上、第五七六文書。この文書表題には、

五七六 六月二十二日
清國使公ヨリ
陸奥外務大臣宛

朝鮮國變亂処理ニ關シ回答ノ件

六月廿二日接受

と記され、さらに翻訳文の文末には、

光緒二十年五月十八日（我六月二十二日）

清國特命全權公使 汪鳳藻

説

日本国
外務大臣 陸奥宗光閣下

と記されている。表題から、この文書の接受が明治二七年六月二二日であることがわかるが、文書日付の「光緒二十年五月十八日（我六月二十二日）」というのはどうもおかしい。外務省編『近代陰陽曆対照表』（原書房、復刻版、一九七一年）の「日本 明治二十七年 甲午 清 光緒二十年」（一九五頁）によると、光緒二〇年五月一八日は明治二七年六月二二日に当つている。このことから、この翻訳文の日付対象は六月二二日の誤りであることがわかる。

- (43) 栗孟源編『中國近代史曆表』、商務印書館出版、一九六二年、「公曆一八九四年（光緒二十年甲午）」、六五頁。
- (44) 前掲、一九五頁。註(42)参照。
- (45) 外務省用一三行×2薄茶野紙二枚に墨書、「東學党變亂ノ際韓國保護ニ関スル日清交渉關係一件」、前掲。
- (46) 『明治財政史』第二巻、前掲、一二頁。
- (47) 外務省編纂『日本外交文書』明治年間追補、第一冊、前掲、一九六三年、五一〇頁～五一一頁。
- (48) 『日清戰爭の研究』、前掲、一一五頁。
- (49) 王、『日支外交六十年史』、前掲、七〇頁。

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

- (50) 同上、七二頁。
- (51) 『日清戦役外交史の研究』、前掲、一一二頁。
- (52) 同上、一一三頁。
- (53) 同上、一一三頁。
- (54) 同一文とはいっても、田保橋が載せている文書は、一三の句読点が付されており、原文とはいえないようである。それは、当時の公文書の書式からいって、句読点が付されることはほぼあり得ないからである。また『日本外交文書』に収録されている文書との違いは、田保橋が掲載した文書でいうと第一行目の第二一字の「へ」は、『日本外交文書』では「エ」であり、第二行目の第一四字の「の」は、同じく「之」である。このことから考えてみると、田保橋が掲載した文書は原文書を写し間違えたか、自ら手を入れたか、または孫引きかのいずれかによるものとであつたと思われる。
- 『日清戦役外交史』、前掲、六二頁～六四頁。
- (55) 『蹇々録』、前掲、二六頁。
- (56) 『日清戦争の研究』、前掲、一一八頁。
- (57) 同上、二一六頁～二一七頁。
- (58) 同上、二一七頁。
- (59) 同上、二一七頁。
- (60) 『日清戦争と朝鮮』、前掲、五三頁。ここで記されている朴氏の論理が、如何に主観的で事実誤認によるものであるかについては、本稿では省略する。この点については、拙稿「日朝清の開戦——七・一三京城事件と七・二五豊島沖海戦」（『中京法学』第一九巻第一号に掲載予定）で詳論しているので参照されたい。
- (61) 同上、一三頁。
- (62) 『日清戦争』、前掲、五八頁。
- (63) 『日清戦役外交史』、前掲、七一頁。
- (64) 『日支外交六十年史』第二巻、前掲、七七頁。
- (65) 外務省用議案提案用薄茶野紙一枚と同八行薄茶野紙一枚に墨書、「東学党変乱ノ際韓国保護ニ関スル日清交渉関係一件」、前掲。

論 説

- (66) 前註(19)と同じ。
- (67) 前註(18)と同じ。
- (68) 『蹇々録』、前掲、二六頁。
- (69) 汪鳳藻公使宛日付無し陸奥宗光外相回答書、『日本外交文書』第二七卷第二冊、前掲、第五一九文書。
- (70) 外務省用八行×2薄茶野紙一枚に墨書、「東学党変乱ノ際韓国保護ニ関スル日清交渉関係一件」、前掲。
- (71) 外務省用議案起案用薄茶野紙一枚に墨書、同上。
- (72) 同上。この文書上欄外に、朱筆にて「六月七日徳大寺侍従長ヲ経テ此趣ヲ上奏セリ」と記されている。
- (73) 外務省用議案起草用薄茶野紙一枚に墨書、同上。この文書には、「明治廿七年六月七日起草」（但し、年月日数字は黒墨書）と「同々年々月々日発遣」（但し、年月日記号は黒墨書）の朱印と、「大臣」の朱印に「承知」の黒墨筆と、「主任」の朱印、「次官」と「林董」と彫られた朱印、「政務次官」の朱筆と「栗野慎一郎」と彫られた朱印とが記されている。
- (74) 『明治廿七八年在韓苦心録』、前掲、七頁～一〇頁。
- (75) 異、『日清戦役外交史』、前掲、七一頁～七二頁。
- (76) 田保橋、『日清戦役外交史の研究』、前掲、九〇頁。
- (77) 同上。
- (78) 王、『日支外交六十年史』、前掲、七五頁。
- (79) 異、『日清戦役外交史』、前掲、七三頁。
- (80) 前掲、『日清戦争と朝鮮』を参照。
- (81) 『東京日日新聞』明治二七年六月七日、第六七八八号、附録。
- (82) 長野県下伊那郡且関村新野 後藤金吾宛端書、東京芝明治二七年六月八日・信濃新野同年六月一日付消印、『毎日新聞』マイクロフィルム所収、国立国会図書館新聞資料室蔵。
- (83) 伊藤博文宛明治二七年六月七日付伊東巳代治書翰、『伊藤博文関係文書』第二巻、前掲、第三八九文書。
- (84) 『東京日日新聞』明治二七年六月六日・第六七八七号、二頁、「社告」。
- (85) 『法令全集』第二七巻ノ三、前掲、九一頁。

(86) 『東京日日新聞』明治二七年六月九日・第六七八九号、二頁、「発行停止及び解停」。

(87) 同上。

(88) 「日清戦争における言論統制について」、前掲。

(89) 註(86)と同じ。

結論

国内政治の危機的状況に直面していた伊藤内閣は、その打解を目指す国内政略的要請から明治政権最大の外交課題であった条約改正の達成に全力を上げることとなつた。そこには、当面する国内政治の危機を打解するためには、条約改正事業の成功が不可欠的条件であるとした認識があつたからにほかならない。だが、陸奥外交の特徴ともいえる完全秘密主義的外交による条約改正交渉は、国内の攘夷論的雰囲気の高揚のなかでの排外主義的運動の激化や外国人排斥事件の発生、議会における千島艦事件の追求や条約勵行案の提出といった、激しい対外硬派の運動を生み出すとともに、かかる日本国内の状況に対する欧米列強国の圧力・干渉を受けることとなり、反って伊藤内閣の政治的危機を増大させる結果を招いていったのであった。国内政略的要請から、伊藤内閣の当面する最優先的課題として位置付けられた日英改正条約交渉は、さらにその達成を強く求められていた外交政略的要請によつて、より強い国内における排外主義的運動への弾圧と、「攘夷論的」法案を提出した議会への強硬解散といった、強權的政策がとられることとなつた。そこには、かかる国内政略の強行策・弾圧策が当面する列強の反撃を減じ得るであろうとする外交政略的判断と、解散後の総選挙とその後の第六議会開会までには日英改正条約交渉の見通しがつくであろうとした楽観的見通しによる外交政略的判断という二重の考えがあった。

だが、第五議会の强行解散と国内の排外主義的運動への弾圧は、反つて伊藤内閣の政治に対する大きな反撃を生み

出すこととなつた。さらに、条約交渉への見通しの誤りは、第六議会開会以降の政治運営を全くの無展望的なものにしてしまつたのである。第五議会の強行解散は、衆議院のみならず貴族院における政府批判となつてあらわれ、それらが「責任内閣」論として表面化していたのであつた。それらを打解する唯一の切札としていた日英改正条約交渉の遅延は、事態乗り切りにおける合理的手段の喪失を意味していた。

かかる状況下で開かれた第六議会では、自由党抱き込み策が効を奏せず、伊藤内閣は議会に対する有効な対策を示し得ないまま、結局衆議院における内閣弾劾決議を受け入れざるを得なかつたのである。対外硬派によるこの衆議院の内閣弾劾決議が、国民運動へ発展させるというものではなしに、天皇への上奏としてなされたものであつたことから、それが伊藤内閣の延命には幸いしたものではなしに、天皇への上奏としてなされたものであつたことからは、天皇の権威と大権とを用いることによつて議会再解散を行い、事態の強行突破を図つたのであつた。そこにおける政略的判断は、依然として日英改正条約交渉の達成に期待したものがあつた。このことは、第三回臨時総選挙の布告と第七回臨時議会の召集にみられるように、日英改正条約の調印・批准に合わせた行動からもうかがうことができよう。

だが、この議会再解散を決定した日、杉村臨時代理公使からの電報が入手され、直ちに閣議は陸奥外相の提案にしたがい朝鮮への出兵を決定したのであつた。朝鮮出兵を決定した際の国内政略的判断に、議会再解散において予想されうるより激しい政府批判を、少しでも減ずることが出来るであろう可能性を考慮していたと推測することは否定出来ないが、この朝鮮出兵が伊藤内閣の政治的指導下で国内的支持を得るか否かの予測を立てるることは到底不可能であつたとみるべきであろう。日清開戦の際の『国民新聞』の論説は、まさに伊藤内閣の戦争指導に対して疑問をなげかけたものであり、同時に伊藤内閣の政治指導力を疑問視する国内輿論を代表するものであつたともいえる。こうした

状況を、伊藤内閣の政略決定判断に含まれていなかつたとみることは出来ない。伊藤首相が、この新たなる国家の命運を賭ける重大な事件に深入りすることに躊躇していたのも、かかる国内政治的指導力に対する確たる自信がなかつたからではなかろうか。

このことは、六月二日の朝鮮出兵決定以降の政府内部の動きに顕著に示されている。芳川司法相や井上内相の最も大きな関心は、議会再解散後の在野・政党の動きであり、次期総選挙・議会への対応策であり、自己の政治責任の問題であつた。すなわち、朝鮮出兵決定に従いそれに向けて政府内部の意識が高揚し一致した行動がとられたとは、到底言い難い状況であつたといえよう。

これは、朝鮮出兵といつてもその目的と将来的展望とが明確に示されていなかつたことにも原因していた。陸奥外相の提案や行動は勿論、軍部の動きからみても、確固たる外交政策や軍事戦略の立案がなされていなかつたことがうかがわれよう。出兵決定の段階では、その想定は飽く迄も明治一五・一七年事件の延長でしかなく、仮に清国軍との交戦も国家や軍の総力をあげた全面的・本格的戦争を想定したものではなかつた。そこに、政府内部における直接的担当責任者以外の閣員が、この新たなる事態に切実なものとして認識しきれなかつた理由の一つがあつたといえよう。

出兵経費の支弁をめぐる動きは、かかる状況を顕著に示したものであった。主観的には出兵準備が整っていたとはいえ、その実質的準備はほとんど未完成であった。まして、日清両国の全面戦争への体制などはほとんど整つていなかつた。

こうしたなかで、六月二日の閣議において朝鮮への出兵が基本方針として決定され、その具体的方策として混成旅団の派遣と大鳥公使の海兵帶同帰任とが翌三日の日曜日に開かれた閣議で決定されたのであった。それは、第一次出

兵として海軍陸戦隊を大鳥公使に帶同させて派遣し、準備が整い次第広島の第五師団から編成された混成旅団の派遣を第二次出兵として行わんとしたものであった。第一次出兵の海軍陸戦隊の出発に合せて、軍部は六月五日参謀本部内に大本營を設置するとともに、第五師団に動員を下令し、他方、陸奥外相は陸戦隊派遣に伴う行文知照のため清国への出兵通告及び通告文の決定を閣議に請議し、この決定に伴い翌六日夜在外出先機関へ通知したのであった。その結果、日清両国は同時に出兵する形となつたものの、それは決して清国の動きに受身的に対処するためのものではなくく、日本側の主動的行動による結果としてのものであったにすぎなかつた。だが、こうした基本的で将来的な確固たる外交政略論を持たないままに、事実だけを先行させた出兵外交は、必然的にその後の朝鮮政府の抗議と清国政府の避戦の方針や欧米列強国の対日批判という事態の発生に、無思想的で場当たり的な対応を余儀無くされることとなる。

まさに、事態への「被動者的立場」に立たされていったのであった。それは、後の朝鮮駐兵外交から日朝清開戦外交に顯著表わされたものであり、特に開戦期における外交政略を規定していくた問題であったともいえよう。そして、この開戦までの過程は、政府内部の意思の統一と政軍関係の調整、戦時体制の形成と整備といった政戦両略の指導体制の確立を目指す段階でもあつたのである。

論

〔註〕

本稿で引用した史料は、漢字（旧字を当用漢字に改めた）や特に断りを記したものの他は、原則として原文書通りとした。

伊藤内閣の朝鮮出兵決定に対する政略的検討（下）

第十八卷 第一・二号 正 誤 表

九九頁	同	九六頁	九五頁	同	同	四一頁	同	同	同	三五頁	二八頁	頁
六行目	一六行目	八行目	(註B)			一〇行目	八行目	七行目		六行目	一六行目	行
かる見方は ^x	此處ニ記ス ^x	これらのことば ^x	彫られ朱印	「ニ被申候	諺カ如ク ^x	蟻垤已 ^x リ	有之間敷候 ^x	無之様仕存候	ニ左祖致し ^x	須と申談も無之	『岩波講座日本歴史』 ^x 第一六卷	誤
かかる見方は○	此處ニ記スル [○]	これらのことば [○]	彫られた朱印	「ニ御座候	諺の如ク [○]	蟻垤ヨリ [○]	有之間敷哉 [○]	無之様被存候	ニ左祖致し [○]	須と申訳も無之	『岩波講座日本歴史』 [○] 第一六卷	正